

第9回 通常総会議案書

令和3年6月10日(木)

メルパルク 名古屋



一般社団法人 昭和法人会

- ※ 「総会出欠アンケート(委任状)」を、早期に提出願います。
- ※ 総会に出席の方は、この議案書をご持参ください。

第 9 回 通 常 総 会 次 第

1. 開会のことば
2. 会 長 挨 拶
3. 議 長 選 出
4. 議事録署名人選任
5. 議 事
 - 第 1 号議案 令和 2 年度決算報告承認の件
 - 第 2 号議案 定款の改正案承認の件
 - 第 3 号議案 定款 7 条に定める会費規程改正案承認の件
 - 第 4 号議案 役員選任案承認の件
 - 第 5 号議案 公益社団法人へ認定申請の件
 - 第 6 号議案 公益社団法人昭和法人会定款等承認の件
 - (1) 公益社団法人定款（案）承認の件
 - (2) 公益社団法人定款（案）の規定により総会の決議を要する事項
 - ① 役員報酬等及び費用に関する規程（案）
 - ② 会員の入会及び退会に関する規程（案）
 - ③ 会費規程（案）
 - 第 7 号議案 公益認定申請に伴う手続き承認の件
6. 報 告 事 項
 - (1) 令和 2 年度事業報告
 - (2) 令和 3 年度事業計画
 - (3) 令和 3 年度収支予算
7. 表彰状・感謝状贈呈
8. 来 賓 祝 辞
9. 閉会のことば

第1号議案

令和2年度決算報告承認の件

① 正味財産増減計算書

(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	備 考
Ⅰ 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 基本財産運用益	849	425	
基本財産受取利息	849	425	
特定財産運用益	595	1,020	
特定財産受取利息	595	1,020	
受取会費	31,095,000	31,774,000	
正会員会費収入	30,828,000	31,477,000	
賛助会員会費収入	267,000	297,000	
事業収益	2,039,355	6,955,629	
研修事業収益	98,000	507,500	研修会テキスト代
広報事業収益	600,000	630,000	広報誌広告掲載料
福利厚生事業収益	628,444	414,643	健診委託手数料
会員親睦事業収益	142,000	4,498,185	会員交流参加費
簡易保険取扱事業収益	570,911	905,301	
受取補助金等	21,374,453	21,657,146	
受取全法連助成金	19,115,600	19,373,100	
受取全法連補助金	266,000	284,000	
受取県連補助金	1,992,853	2,000,046	
受取負担金	1,475,000	1,489,000	
受取部会負担金	1,475,000	1,489,000	部会年会費
雑収益	293,292	1,073,002	
受取利息	127	104	
雑収益	293,165	1,072,898	折込料等
経常収益計	56,278,544	62,950,222	前年対比6,671千円減
(2) 経常費用			
事業費	32,961,847	47,884,449	前年対比14,922千円減
役員報酬	4,434,000	4,355,800	常勤役員分
給料手当	7,667,085	8,800,016	事務局職員分
退職給付費用	1,539,861	0	
中退共済掛金	496,608	426,629	
福利厚生費	1,859,434	2,044,696	
会議費	591,710	8,867,015	
旅費交通費	436,662	2,884,673	
通信運搬費	1,923,359	2,495,911	催事案内等
消耗品費	2,349,253	1,970,515	図書寄贈費用
印刷製本費	5,191,117	4,879,607	広報誌発行費用
光熱水道費	262,460	269,012	
貸借料	2,217,000	2,253,000	
諸謝金	876,247	3,078,137	研修会、講演会等講師料
支払負担金	207,000	1,267,478	県連、税連協負担金
委託費	472,817	347,872	
会場費	816,977	2,190,104	研修会、講演会等会場費用
広告宣伝費	48,600	50,700	
表彰費	16,000	70,000	会員増強褒賞金
リース料	721,378	518,703	コピー・電話等リース料
支払手数料	533,435	641,592	簡保口振手数料
新聞図書費	33,536	29,359	
雑費	267,308	443,630	

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	備 考
管理費	11,634,511	11,416,951	前年対比217千円増
役員報酬	1,566,000	1,444,200	常勤役員分
給料手当	2,707,860	2,917,715	事務局職員分
退職給付費用	543,848	0	
中退共済掛金	175,392	141,451	
福利厚生費	656,714	677,935	
会議費	961,075	1,758,980	
旅費交通費	149,589	229,763	
通信運搬費	929,335	685,817	
消耗品費	397,674	266,883	記念品等
印刷製本費	1,621,611	1,379,325	広報誌、封筒、コピー費用等
光熱水道費	92,695	89,192	
賃借料	783,000	747,000	
支払負担金	216,650	224,750	県連会費等
支払寄付金	3,000	33,000	
委託費	79,206	72,752	PCAソフト保守料等
広告宣伝費	11,400	9,300	
渉外慶弔費	15,488	112,423	慶弔費等
表彰費	35,000	25,000	
リース料	254,776	171,979	コピー、電話等リース料
支払手数料	332,418	282,273	司法書士手数料、銀行振込手数料等
新聞図書費	11,844	9,733	
雑費	89,936	137,480	
經常費用計	44,596,358	59,301,400	前年対比14,705千円減
評価損益等調整前当期經常増減額	11,682,186	3,648,822	
評価損益等計	0	0	
当期經常増減額	11,682,186	3,648,822	
2. 經常外増減の部			
(1) 經常外収益計	0	0	
(2) 經常外費用計	0	0	
当期經常外増減額	0	0	
他勘定振替額	0	0	
税引前当期一般正味財産増減額	11,682,186	3,648,822	
法人税、住民税及び事業税	73,500	68,500	
当期一般正味財産増減額	11,608,686	3,580,322	
一般正味財産期首残高	36,480,238	32,899,916	
一般正味財産期末残高	48,088,924	36,480,238	
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	
受取全法連助成金	19,115,600	19,373,100	
一般正味財産への振替額	-19,115,600	-19,373,100	
指定正味財産期首残高	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	
III 正味財産期末残高	48,088,924	36,480,238	

② 正味財産増減計算書（内訳表）

（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：円）

内 訳		継 1	継 2	継 共	小 計	他 1	他 2	小 計	法人会計	計
経 常 収 益	基 礎 財 産 受 取 利 息	0	0	0	0	0	0	0	849	849
	特 定 財 産 受 取 利 息	0	0	0	0	0	0	0	595	595
	正 味 財 産 受 取 利 息	0	0	12,331,200	12,331,200	0	7,707,000	7,707,000	10,789,800	30,828,000
	研 究 費 助 成 金	50,000	48,000	106,800	106,800	0	66,750	66,750	93,450	267,000
	福 祉 費 助 成 金	0	0	0	98,000	0	0	0	0	98,000
	簡 易 保 険 費 助 成 金	0	0	0	0	600,000	0	600,000	0	600,000
	受 取 金 庫 補 助 金	0	0	0	0	628,444	0	628,444	0	628,444
	受 取 金 庫 補 助 金	0	0	0	0	0	142,000	142,000	0	142,000
	受 取 金 庫 補 助 金	0	0	0	0	570,911	0	570,911	0	570,911
	受 取 金 庫 補 助 金	0	0	19,115,600	19,115,600	0	0	0	0	19,115,600
	受 取 金 庫 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	266,000	266,000
	受 取 金 庫 補 助 金	0	0	0	0	0	1,992,853	1,992,853	0	1,992,853
受 取 金 庫 補 助 金	0	0	0	0	0	1,475,000	1,475,000	0	1,475,000	
受 取 金 庫 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	127	127	
受 取 金 庫 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	293,165	293,165	
経 常 収 益 計		50,000	48,000	31,553,600	31,651,600	1,799,355	11,383,603	13,182,958	11,443,986	56,278,544
事 業 費	報 酬	3,264,000	600,000	0	3,864,000	372,000	198,000	570,000	0	4,434,000
	報 酬	5,643,972	1,037,494	0	6,681,466	643,246	342,373	985,619	0	7,667,085
	報 酬	1,133,540	208,370	0	1,341,910	129,189	68,762	197,951	0	1,539,861
	報 酬	365,568	67,200	0	432,768	41,664	22,176	63,840	0	496,608
	報 酬	1,368,787	251,614	0	1,620,401	156,001	83,032	239,033	0	1,859,434
	報 酬	57,688	7,975	0	65,663	2,694	523,353	526,047	0	591,710
	報 酬	314,591	63,004	0	377,595	35,534	23,533	59,067	0	436,662
	報 酬	1,073,693	626,331	0	1,700,024	49,606	173,729	223,335	0	1,923,359
	報 酬	2,183,533	59,559	0	2,243,092	19,843	86,318	106,161	0	2,349,253
	報 酬	3,603,658	1,119,489	0	4,723,147	355,060	112,910	467,970	0	5,191,117
	報 酬	193,206	35,515	0	228,721	22,019	11,720	33,739	0	262,460
	報 酬	1,632,000	300,000	0	1,932,000	186,000	99,000	285,000	0	2,217,000
	報 酬	179,237	697,010	0	876,247	0	0	0	0	876,247
	報 酬	164,000	0	0	164,000	0	43,000	43,000	0	207,000
	報 酬	73,695	389,680	0	463,375	9,087	355	9,442	0	472,817
	報 酬	450,260	366,717	0	816,977	0	0	0	0	816,977
	報 酬	34,320	10,020	0	44,340	4,260	0	4,260	0	48,600
	報 酬	0	0	0	0	0	16,000	16,000	0	16,000
	報 酬	531,029	97,615	0	628,644	60,521	32,213	92,734	0	721,378
	報 酬	351,398	64,436	0	415,834	96,337	21,264	117,601	0	533,435
報 酬	24,688	4,538	0	29,226	2,813	1,497	4,310	0	33,536	
報 酬	187,455	36,618	0	224,073	21,364	21,871	43,235	0	267,308	
計		22,830,318	6,043,185	0	28,873,503	2,207,238	1,881,106	4,088,344	0	32,961,847
管 理 費	報 酬	0	0	0	0	0	0	0	1,566,000	1,566,000
	報 酬	0	0	0	0	0	0	0	2,707,860	2,707,860
	報 酬	0	0	0	0	0	0	0	543,848	543,848
	報 酬	0	0	0	0	0	0	0	175,392	175,392
	報 酬	0	0	0	0	0	0	0	656,714	656,714
	報 酬	0	0	0	0	0	0	0	961,075	961,075
	報 酬	0	0	0	0	0	0	0	149,589	149,589
	報 酬	0	0	0	0	0	0	0	929,335	929,335
	報 酬	0	0	0	0	0	0	0	397,674	397,674
	報 酬	0	0	0	0	0	0	0	1,621,611	1,621,611
	報 酬	0	0	0	0	0	0	0	92,695	92,695
	報 酬	0	0	0	0	0	0	0	783,000	783,000
	報 酬	0	0	0	0	0	0	0	216,650	216,650
	報 酬	0	0	0	0	0	0	0	3,000	3,000
	報 酬	0	0	0	0	0	0	0	79,206	79,206
	報 酬	0	0	0	0	0	0	0	11,400	11,400
	報 酬	0	0	0	0	0	0	0	15,488	15,488
	報 酬	0	0	0	0	0	0	0	35,000	35,000
	報 酬	0	0	0	0	0	0	0	254,776	254,776
	報 酬	0	0	0	0	0	0	0	332,418	332,418
報 酬	0	0	0	0	0	0	0	11,844	11,844	
報 酬	0	0	0	0	0	0	0	89,936	89,936	
計		0	0	0	0	0	0	0	11,634,511	11,634,511
経 常 費 用 計		22,830,318	6,043,185	0	28,873,503	2,207,238	1,881,106	4,088,344	11,634,511	44,596,358
当 期 経 常 増 減 額		-22,780,318	-5,995,185	31,553,600	2,778,097	-407,883	9,502,497	9,094,614	-190,525	11,682,186
他 勘 定 振 替 額					0					0
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税					0	73,500		73,500		73,500
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額		-22,780,318	-5,995,185	31,553,600	2,778,097	-481,383	9,502,497	9,021,114	-190,525	11,608,686
一 般 正 味 財 産 期 首 残 高										
一 般 正 味 財 産 期 末 残 高										48,088,924
当 期 指 定 正 味 財 産 増 減 額										0
受 取 全 法 連 助 成 金				19,115,600	19,115,600					19,115,600
一 般 正 味 財 産 へ の 振 替 額				-19,115,600	-19,115,600					-19,115,600
指 定 正 味 財 産 期 首 残 高										0
指 定 正 味 財 産 期 末 残 高										0
正 味 財 産 期 末 残 高										48,088,924

③ 貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流 動 資 産			
現 金	231,874	384,881	-153,007
普 通 預 金	31,200,430	17,424,628	13,775,802
振 替 貯 金	118,640	95,261	23,379
定 期 預 金	1,916,291	0	1,916,291
流 動 資 産 合 計	33,467,235	17,904,770	15,562,465
2. 固 定 資 産			
(1) 基 本 財 産	10,000,000	5,000,000	5,000,000
(2) 特 定 資 産			
社会貢献活動引当資産	0	5,000,000	-5,000,000
周年行事引当資産	3,000,000	3,000,000	0
退職給付引当資産	2,083,709	4,000,000	-1,916,291
特 定 資 産 合 計	5,083,709	12,000,000	-6,916,291
(3) その他の固定資産			
什 器 備 品	2	2	0
電 話 加 入 権	299,838	299,838	0
敷 金 ・ 保 証 金	1,850,000	1,850,000	0
そ の 他 の 固 定 資 産 合 計	2,149,840	2,149,840	0
固 定 資 産 合 計	17,233,549	19,149,840	-1,916,291
資 産 合 計	50,700,784	37,054,610	13,646,174
II. 負債の部			
1. 流 動 負 債			
預 り 金	430,151	452,872	-22,721
前 受 金	27,000	53,000	-26,000
未 払 法 人 税 等	71,000	68,500	2,500
流 動 負 債 合 計	528,151	574,372	-46,221
2. 固 定 負 債			
退職給付引当金	2,083,709	0	2,083,709
固 定 負 債 合 計	2,083,709	0	2,083,709
負 債 合 計	2,611,860	574,372	2,037,488
III. 正味財産の部			
1. 指 定 正 味 財 産	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
2. 一 般 正 味 財 産	48,088,924	36,480,238	11,608,686
(うち基本財産への充当額)	(10,000,000)	(5,000,000)	(5,000,000)
(うち特定資産への充当額)	(3,000,000)	(12,000,000)	(-9,000,000)
正 味 財 産 合 計	48,088,924	36,480,238	11,608,686
負 債 ・ 正 味 財 産 合 計	50,700,784	37,054,610	13,646,174

④ 財産目録

(令和3年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	金 額
Ⅰ. 資産の部		
1. 流動資産		
現金	231,874	
普通預金	31,200,430	
三菱UFJ銀行滝子支店	10,710,596	
三菱UFJ銀行滝子支店	1,594,644	
名古屋銀行桜山支店	7,116,440	
愛知銀行桜山支店	328,998	
岡崎信用金庫滝子支店	338,743	
瀬戸信用金庫恵方支店	334,140	
ゆうちょ銀行	350,726	
愛知銀行桜山支店他(支部・部会)	10,426,143	
振替貯金	118,640	
定期預金	1,916,291	
岡崎信用金庫滝子支店	1,916,291	
流動資産合計		33,467,235
2. 固定資産		
(1) 基本財産		
三菱UFJ銀行滝子支店	5,000,000	
名古屋銀行桜山支店	2,000,000	
岡崎信用金庫滝子支店	1,000,000	
ゆうちょ銀行	2,000,000	
基本財産合計	10,000,000	
(2) 特定資産		
周年行事引当資産	3,000,000	
名古屋銀行桜山支店	2,000,000	
ゆうちょ銀行	1,000,000	
退職給付引当資産	2,083,709	
三菱UFJ銀行滝子支店	2,000,000	
岡崎信用金庫滝子支店	83,709	
特定資産合計	5,083,709	
(3) その他の固定資産		
什器備品	2	
電話加入権	299,838	
敷金・保証金	1,850,000	
その他の固定資産合計	2,149,840	
固定資産合計		17,233,549
資産合計		50,700,784
Ⅱ. 負債の部		
1. 流動負債		
前受り金	27,000	
預り金	430,151	
源泉所得税	97,200	
地方税	126,000	
雇用保険	34,392	
健康保険	64,589	
厚生年金	107,970	
未払法人税等	71,000	
流動負債合計		528,151
2. 固定負債		
退職給付引当金	2,083,709	
固定負債合計		2,083,709
負債合計		2,611,860
正味財産合計		48,088,924

⑤ 財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

定率法で減価償却を実施している。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当期末の自己都合要支給額から中退共支払予定額を控除した金額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の明細、増減及びその残高 (単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	5,000,000	5,000,000	0	10,000,000
小計	5,000,000	5,000,000	0	10,000,000
特定資産				
社会貢献活動引当資産	5,000,000	0	5,000,000	0
周年行事引当資産	3,000,000	0	0	3,000,000
退職給付引当資産	4,000,000	0	1,916,291	2,083,709
小計	12,000,000	0	6,916,291	5,083,709
合計	17,000,000	5,000,000	6,916,291	15,083,709

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳 (単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	10,000,000	(0)	(10,000,000)	(0)
小計	10,000,000	(0)	(10,000,000)	(0)
特定資産				
周年行事引当資産	3,000,000	(0)	(3,000,000)	(0)
退職給付引当資産	2,083,709	(0)	(0)	(2,083,709)
小計	5,083,709	(0)	(3,000,000)	(2,083,709)
合計	15,083,709	(0)	(13,000,000)	(2,083,709)

4. 引当金の明細

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	0	2,083,709	0	0	2,083,709

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位：円)

資 産 の 種 類	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	1,539,025	1,539,023	2
合 計	1,539,025	1,539,023	2

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減及び残高

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末 残高	当期増加額	当期減少額	当期末 残高	貸借対照表上 の記載区分
全法連助成金	公益財団法人 全国法人会総連合	0	19,115,600	19,115,600	0	-
全法連補助金	公益財団法人 全国法人会総連合	0	266,000	266,000	0	-
愛知県連補助金	一般社団法人愛知 県法人会連合会	0	1,992,853	1,992,853	0	-

7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
事業費計上による振替額	19,115,600
合 計	19,115,600

8. 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

基本財産及び特定資産の明細については、上記の財務諸表に対する注記に記載をしているため、附属明細書への記載を省略する。

監査報告書

一般社団法人 昭和法人会

会 長 柴 垣 信 二 殿

令和3年4月15日

一般社団法人 昭和法人会

監 事 穂 川 泰 男 ⑩

監 事 細 野 浩 之 ⑩

私たち監事は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び事務局等とその意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び事務局等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿、又は、これに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為、又は、法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

第2号議案 定款の改正案承認の件

◇ 提案の理由

(1) 会員の加入資格…第5条関係

会員の拡大活動の中で、県下単位会の中で多くの会が「個人」においても賛助会員として加入資格を認めており、当会もこれに準ずる取扱いとしたい。

(2) 理事数の定数…第20条関係

支部数の統合等により、理事数(実員)が定数の下限に迫っており、加えて副会長及び常任理事についても実態値を許容できる範囲に定数を改めたい。

(3) 筆頭副会長の設置による複数代表制関係…第20条関係ほか

現在の定款では、会長に多くの権限が集中しており、万が一、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、全理事の確認及び承認が必要となるなど、会運営上においても大きなリスクとなっていることから、筆頭副会長を新たに設け、代表理事に加え複数代表制にすることにより、万が一の事態にも備えられる体制に変更したい。

※ 改正事項は、追加は(下線)で示し、削除した場合は~~(取消し線)~~で示しています。

一般社団法人昭和法人会 定款(改正案)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人昭和法人会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を愛知県名古屋市昭和区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 税知識の普及を目的とする研修会等を開催する事業
- (2) 納税意識の高揚を目的とする租税教育等に関する事業
- (3) 税制及び税務に関する調査並びに提言に関する事業
- (4) 地域企業の健全な発展に資することを目的とする講演会等を開催する事業
- (5) 地域社会への貢献を目的とする健康、文化芸術等に関する講演会等の開催及び文化芸術等の鑑賞等の機会を提供する事業
- (6) 会員の福利厚生等に資する事業
- (7) 会員の交流に資するための事業
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、愛知県内において、昭和税務署管内を中心として行うものとする。

第3章 会 員

(会 員)

第5条 本会に次の会員を置く。

(1) 正会員 昭和税務署管内に所在する法人(昭和税務署管内に事業所を有する法人を含む。)で、本会の目的及び事業に賛同して入会したもの

(2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した法人又は個人

2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法」という。)上の社員とする。

(入 会)

第6条 本会に入会しようとする者は、理事会において別に定める入会手続により入会することができる。

(会 費)

第7条 会員は、総会において別に定めるところにより、会員になったとき及び毎年、会費を支払う義務を負う。

2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

(退 会)

第8条 本会を退会しようとする者は、理事会において別に定める退会手続により退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会の決議により当該会員を除名することができる。

(1) 会員としての義務の履行を怠ったとき。

(2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為があったとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に対して総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 第7条第1項の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が解散し、又は当該会員の昭和税務署管内の事業所の全てを閉鎖したとき。

(4) 当該個人会員が死亡したとき。

(会員名簿)

第11条 本会は、理事会において別に定める様式により会員名簿を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。

2 前項の会員名簿は、会員に異動を生じた都度、これを訂正するものとする。

第4章 総 会

(種類及び構成)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、いずれもすべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法上の社員総会とし、同項の通常総会をもって一般法上の定時社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他法令又はこの定款で定められた事項

(開催及び招集)

第14条 通常総会は毎事業年度終了後3ヵ月以内に、臨時総会は必要に応じて随時開催する。

2 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

3 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の

理由を示して会長に招集の請求があったときは、会長はその日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会を招集しなければならない。

- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、筆頭副会長~~あらかじめその指名する副会長~~がその職務を代理する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第18条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事のうちから選出した者2名が署名又は記名押印しなければならない。

- 2 前項の議事録は、総会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

第5章 役員等

(種類及び定数)

第20条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 ~~40名以上70名以内~~
- (2) 監事 2名又は3名
- 2 理事のうち、1名を会長とし、8名以内~~10名以内~~を副会長、1名を専務理事、25名以内~~30名以内~~を常任理事とすることができる。
- 3 前項の副会長のうち2名以内をもって筆頭副会長とすることができる。
- 4 第2項の会長及び第3項の筆頭副会長~~前項の会長~~をもって一般法上の代表理事とし、筆頭副会長以外の副会長及び専務理事をもって一般法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(選任等)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、筆頭副会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、その業務を総括執行する。
- 3 筆頭副会長は、会長を補佐し、代表理事としての業務を分担する。~~副会長は、本会の業務を分担執行する。~~また、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 副会長は、会長及び筆頭副会長を補佐する。
- 5 専務理事は、会長、筆頭副会長及び副会長を補佐し、本会の常務を執行する。~~また、会長及び副会~~

~~長に事故あるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。~~

6 会長、**筆頭副会長**、副会長及び専務理事は、毎事業年度、4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

7 常任理事は、会長、**筆頭副会長**及び副会長**の業務執行**を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成すること。
- (2) 本会の業務及び財産の状況を調査すること。
- (3) 理事が不正行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (4) 前号の報告のため必要なときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (5) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告すること。
- (6) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対しその行為をやめることを請求すること。
- (7) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠のため選任された理事及び監事の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 理事及び監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期の満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その権利義務を有する。

(解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等及び費用)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の免除)

第27条 本会は、一般法第111条第1項の役員の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(顧問、相談役及び参与)

第28条 本会に、任意の機関として、顧問、相談役及び参与若干名を置くことができる。

2 顧問、相談役及び参与は、理事会において選任又は解任する。

3 顧問、相談役及び参与は、本会の業務執行上の重要な事項について会長の諮問に応じ、会長に対して意見を述べることができる。

4 顧問、相談役及び参与の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 顧問、相談役及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 本会に理事会を置き、すべての理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

3 顧問、相談役及び参与は理事会の要請により理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会の招集に関する事項の決定
- (2) 各種規則、規程及び基準の制定、変更並びに廃止
- (3) 前2号に定めるもののほか、本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、筆頭副会長、副会長、専務理事及び常任理事の選定並びに解職
- (6) その他法令又はこの定款で定められた事項

(開催及び招集)

第31条 理事会は、次のいずれかに該当する場合にこれを開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。
 - (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を示して会長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第23条第4号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。
- 2 理事会は、会長が招集する。ただし、前項第3号により理事が招集する場合及び同項第4号により監事が招集する場合を除く。
- 3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、筆頭副会長各理事が理事会を招集する。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、筆頭副会長あらかじめその指名する副会長がその職務を代理する。

(議決権)

第33条 理事会における議決権は、理事1名につき1個とする。

(決議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別に定めるものを除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第35条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長、筆頭副会長及び監事が署名又は記名押印しなければならない。

- 2 前項の議事録は、理事会の日（前条の規定により理事会の決議があったものとみなされた日を含む。）から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

第7章 正副会長会

(正副会長会)

第37条 本会の事業を推進するため、理事会の決議により任意の機関として、正副会長会を設けることができる。

- 2 正副会長会は、会長、筆頭副会長、副会長及び専務理事をもって構成する。
- 3 正副会長会の運営等に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

第8章 常任理事会

(常任理事会)

第38条 本会の事業を推進するため、理事会の決議により任意の機関として、常任理事会を設けることができる。

- 2 常任理事会は、会長、筆頭副会長、副会長、専務理事及び常任理事をもって構成する。

- 3 常任理事会の運営等に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

第9章 委員会、部会及び支部

(委員会、部会及び支部)

第39条 本会の事業を推進するため、理事会の決議により任意の機関として、委員会、部会及び支部を設けることができる。

- 2 委員会、部会及び支部の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

第10章 資産及び会計

(基本財産)

第40条 理事会において別に定める財産は、本会の基本財産とする。

- 2 前項の財産は、理事会において別に定めるところにより、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分し、又は担保に供するときは、あらかじめ理事会の承認を要する。

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本会の事業計画書及び収支予算書については、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 会長は、理事会において予算が成立するまでは、前年度の予算に準じて新年度の収入支出をすることができる。

- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類は通常総会に提出し、同項第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、同項第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第11章 定款の変更、合併、解散等

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(合併等)

第45条 本会は、総会の決議により、他の一般法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第46条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により、解散する。

(剰余金の分配の禁止)

第47条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第48条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 事務局等

(事務局)

第49条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

- 3 重要な職員は、理事会の決議を経て会長がこれを任免する。
- 4 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(公 告)

第50条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第13章 補 則

(細 則)

第51条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

(令和3年6月10日、第9回通常総会にて決議)

- 1 第5条、第10条、第15条、第20条、第21条、第22条、第30条、第31条、第32条、第36条、第37条及び第38条について一部改正する。なお、改正事項については同日から施行する。

附 則

~~平成~~
(昭和)24年5月23日、第32回通常総会にて決議)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事である会長は、次のとおりとする。
会長 松下 雋
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 本会は、公益目的支出計画の実施が完了するまでの間は、法令に基づき、事業年度毎に公益目的支出計画実施報告書を作成し、監事の監査を受けた上で総会に報告し、毎事業年度の経過後3ヵ月以内に、愛知県知事に提出しなければならない。
- 5 前項の公益目的支出計画実施報告書は、通常総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

第3号議案 定款第7条に定める会費規程改正案承認の件

◇ 提案の理由

事業年度の途中で入会した場合、入会初年度の会費は無料とする。ただし、再入会の場合は月割計算であることを明記し改正する。

※ 改正事項は、追加は(下線)で示し、削除した場合は~~(取消し線)~~で示しています。

一般社団法人昭和法人会 会費規程(改正案)

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人昭和法人会(以下「本会」という)の定款第7条の規程に基づき、本会の会費の収納に関し必要な事項を定めるものである。

(会費)

第2条 本会の会費年額は、別表の金額とする。~~「別表」のとおりとする。~~

2 前項の別表で定める資本金額(出資金額)は、毎年4月1日現在による。

3 事業年度の途中で入会した場合の会費年額は無料とする。ただし、再入会の場合は別表に定めた金額の月割計算とし、加入月の翌月から計算する。

~~4-2 第1項前項の会費については、理事会が相当の事由があると認めるときには、これを免除することができる。~~

(会費の納期)

第3条 会費の納入は年1回とし、請求後3ヶ月以内に納入しなければならない。~~新規会員は入会時に納入するものとする。~~

2 会費の納入方法は、原則として会員が指定する金融機関の口座から会費年額を自動引落しにより納入する。

3 前項の自動引落しを希望しない場合、以下のいずれかの方法によることができる。

(1) 金融機関を利用しての振込み

(2) 集金

~~(中途入会の会費及び納期)~~

~~第4条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、入会の属する月により以下のとおりとする。~~

~~(1) 4月1日から8月31日の間の入会は規程額~~

~~(2) 9月1日から3月31日の間の入会は会費を徴収しない~~

~~2 前項の会費の納入は、請求書の到着後速やかに納入するものとする。~~

(会費の滞納)

~~第4-5条~~ 会員が定款第10条第1項第1号に該当すると判断した場合、1ヶ月前に文書により催告し、催告に応じないときは会員資格を喪失する。

(改廃)

~~第5-6条~~ この規程を改廃するときは、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

附 則 (令和3年6月10日通常総会承認)

1 この規程の改正は、令和3年6月10日に改正し、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年5月30日通常総会承認)

1 この規定の改正は、平成30年5月30日に改正し、平成31年4月1日から施行する。

別表 「会費区分表」

○ 平成31年4月1日施行

1 正会員は、資本金額等により次のとおりとする。

(1)	資本金額(出資金額)	100万円以下	年額	4,000円
(2)	同上	500万円以下	年額	6,000円
(3)	同上	1,000万円以下	年額	11,000円
(4)	同上	3,000万円以下	年額	15,000円
(5)	同上	5,000万円以下	年額	18,000円
(6)	同上	1億円以下	年額	24,000円
(7)	同上	10億円以下	年額	50,000円
(8)	同上	30億円以下	年額	80,000円
(9)	同上	50億円以下	年額	110,000円
(10)	同上	50億円超	年額	150,000円

(11) 親会社と代表者が同じで

同一地番にある子会社 年額 4,000円

(12) 公益法人等人格のない社団等 年額 4,000円

2 賛助会員は、一律年額3,000円とする。

附 則 (平成24年5月23日通常総会承認)

1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2 この規程は、一般認可を受け移行の登記をした日から施行する。

別表 「会費区分表」

○ 平成25年4月1日施行

1 正会員は、資本金額等により次のとおりとする。

(1)	資本金額(出資金額)	100万円以下	年額	2,000円
(2)	同上	500万円以下	年額	4,000円
(3)	同上	1,000万円以下	年額	6,000円
(4)	同上	3,000万円以下	年額	9,000円
(5)	同上	5,000万円以下	年額	12,000円
(6)	同上	1億円以下	年額	15,000円
(7)	同上	10億円以下	年額	40,000円
(8)	同上	30億円以下	年額	65,000円
(9)	同上	50億円以下	年額	90,000円
(10)	同上	50億円超	年額	130,000円

(11) 親会社と代表者が同じで

同一地番にある子会社 年額 1,000円

(12) 公益法人等人格のない社団等 年額 2,000円

2 賛助会員は、一律1,000円とする。

第4号議案

役員選任案承認の件

理事候補者名簿

(順不同敬称略)

氏名	法人名	支部
伊藤敏宏	ブラザー工業(株)	田光
杉山謙二	日本ガイシ(株)	瑞穂ヶ丘
磯部謙二	日本特殊陶業(株)	瑞穂ヶ丘
相羽由光	(株)東郷製作所	東郷
安田智彦	フジパンググループ本社(株)	萩山
飯島彦彦	(株)飯島産業	津賀田
吉田英晃	ワイクリード(株)	萩山
鈴木宏介	(株)中部日栄	夕路
浅井啓介	アサイコーポレーション(株)	瑞穂ヶ丘
小島啓直	日本パッキング(株)	田光
伊勢村昌吾	千代田合成(株)	津賀田
石井元博	東海イシー(株)	萩山
山本大志	(株)ATグループ	円上山
山川敬介	(株)中部電工	北山
水野昌雅	(株)大栄商	桜山
田中雅一	(株)安田工務店	川名駒方
室中賀一和	昭和土木(株)	御幸山
村瀬秀利	(株)室賀不動産	植田
中箕浦憲二	天白信用農業協	天白中
相羽克俊	(株)三明工務所	南天白
杉谷卓治	(株)箕浦不動産	平針
仲後藤秀裕	相羽ばね工業(株)	東郷
山本谷隆	相羽川工業(株)	日進
水六車壽	日東工業(株)	長久手
黒宮淳一	日本パーツ機器(株)	円上手
米原野卓勝	(株)山本工務店	日進
横井昭之	(株)水金工事	夕路
奥藤宜正	(株)興和工業	瑞穂ヶ丘
佐藤耕士	(株)泉製作所	瑞穂ヶ丘
	(資)山金ポンプ製作所	瑞穂ヶ丘
	田中工器具(株)	田光
	横井定(株)	津賀田
	炉材商事(株)	津賀田
	オバナヤセメントックス(株)	萩山
	(株)中部テック	萩山

氏名	法人名	支部
花井 靖	(株) ハ ナ イ タ イ ト	円 上
杉本 琢司	(株) 杉 本 鐵 店	円 上
乃一 剛英	(株) 乃	円 上
眞保 明也	(資) 眞 保 工 務 所	北 山
渡邊 滋	エ ア コ ン エ 業 (株)	北 山
蜂谷 直樹	パ イ ロ ッ ト イ ン キ (株)	桜 山
大久保 盛史	(株) 大 久 保 工 務 店	桜 山
森久保 敦子	富 士 パ ッ ク ス 販 売 (株)	桜 山
相羽 康人	(株) ア イ ビ	桜 山
永田 洋一	名 古 屋 牛 乳 (株)	桜 山
伊藤 勲	伊 藤 化 学 工 業 (株)	川名 駒方
杉本 憲昭	(株) 杉 本	川名 駒方
大和 幹立	セ ン ト ラ ル 交 通 (株)	川名 駒方
石井 巳一	京 楽 産 業 (株)	御 幸 山
今村 源一	(有) 初 穂 土 地	植 田
森口 龍一	(有) ス ゲ タ 地 所	天 白 中
稲葉 昭勝	山 勝 (株)	天 白 中
西尾 純志	(株) 富 士 化 成 工 業 所	南 天 白
寺澤 友治	名 豊 特 殊 鋼 (株)	南 天 白
近藤 克弘	あ い ち 尾 東 農 業 (協) 東 郷 基 幹 支 店	東 郷
笠原 照基	東 和 工 業 (株)	東 郷
前嶋 誠一	曙 螺 子 工 業 (株)	東 郷
牧藤 秀隆	マ ス プ ロ 電 工 (株)	日 進
近水 文男	あ い ち 尾 東 農 業 (協)	日 進
川本 幸彦	コ ン ド ー セ イ コ ー (株)	長 久 手
加藤 保彦	あ い ち 尾 東 農 業 (協) 長 久 手 事 業 本 部	長 久 手
	(有) 川 本 緑 化 会	長 久 手
	(一社) 昭 和 法 人 会	

監事候補者名簿

氏名	法人名	
穂川 泰男	穂 川 工 業 (株)	北 山
細野 浩之	竹 田 印 刷 (株)	円 上

第5号議案 公益社団法人へ認定申請の件

一般社団法人昭和法人会は、公益社団法人への組織変更について、
愛知県に対し認定申請を行うことの承認をいただきたい。

第6号議案 公益社団法人昭和法人会定款等承認の件

- 1 公益社団法人定款（案）の承認
- 2 公益社団法人定款（案）の規定により総会の決議を要する諸規定の承認
 - (1) 役員報酬等及び費用に関する規程（案）
 - (2) 会員の入会及び退会に関する規程（案）
 - (3) 会費規程（案）

1 公益社団法人定款（案）の承認

公益社団法人昭和法人会 定 款（案）

第1章 総 則

（名 称）

第 1 条 この法人は、公益社団法人昭和法人会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所）

第 2 条 本会は、主たる事務所を愛知県名古屋市昭和区に置く。

第2章 目的及び事業

（目 的）

第 3 条 本会は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

（事 業）

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の公益目的事業を行う。

- (1) 税知識の普及を目的とする研修会等を開催する事業
- (2) 納税意識の高揚を目的とする租税教育等に関する事業
- (3) 税制及び税務に関する調査並びに提言に関する事業
- (4) 地域企業の健全な発展に資することを目的とする講演会等を開催する事業
- (5) 地域社会への貢献を目的とする健康、文化芸術等に関する講演会等の開催及び文化芸術等の鑑賞等の機会を提供する事業
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 本会は、公益目的事業以外の事業として次の事業を行う。

- (1) 会員の福利厚生等に資する事業
- (2) 会員の交流に資するための事業
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

3 前2項の事業は、愛知県内において、昭和税務署管内を中心として行うものとする。

第3章 会 員

（会 員）

第 5 条 本会に次の会員を置く。

(1) 正会員 昭和税務署管内に所在する法人（昭和税務署管内に事業所を有する法人を含む。）で、本会の目的及び事業に賛同して入会したもの

(2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した法人又は個人

2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という。）上の社員とする。

（入 会）

第 6 条 本会に入会しようとする者は、理事会において別に定める入会手続により入会することができる。

（会 費）

第 7 条 会員は、総会において別に定めるところにより、会員になったとき及び毎年、会費を支払う義務を負う。

2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

（退 会）

第 8 条 本会を退会しようとする者は、理事会において別に定める退会手続により退会することができる。

（除 名）

第 9 条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他規則に違反したとき。

- (2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為があったとき。
- (3) 会員が、別に定めるところの反社会勢力等に関係していると理事会の決議があった時。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に対して総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第7条第1項の支払義務を正当な理由なく2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散し、又は当該会員の昭和税務署管内の事業所の全てを閉鎖したとき。
- (4) 当該個人会員が死亡したとき。

(会員名簿)

第11条 本会は、理事会において別に定める様式により会員名簿を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。

2 前項の会員名簿は、会員に異動を生じた都度、これを訂正するものとする。

第4章 総 会

(種類及び構成)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、いずれも全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法上の社員総会とし、同項の通常総会をもって一般法上の定時社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他法令又はこの定款で定められた事項

(開催及び招集)

第14条 通常総会は毎事業年度終了後3ヵ月以内に、臨時総会は必要に応じて随時開催する。

- 2 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 3 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して会長に招集の請求があったときは、会長はその日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、筆頭副会長がその職務を代理する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第18条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうちから選出した者2名が、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員等

(種類及び定数)

第20条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 40名以上70名以内

(2) 監事 2名又は3名

2 理事のうち、1名を会長、8名以内を副会長、1名を専務理事、25名以内を常任理事とすることができる。

3 前項の副会長のうち2名以内をもって筆頭副会長とすることができる。

4 第2項の会長及び前項の筆頭副会長をもって一般法上の代表理事とし、筆頭副会長以外の副会長及び専務理事をもって一般法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、筆頭副会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族、その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一団体の理事又は使用人であるものその他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、その業務を総括執行する。

3 筆頭副会長は、会長を補佐し、代表理事としての業務を分担する。また、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。

4 副会長は、会長及び筆頭副会長を補佐する。

5 専務理事は、会長、筆頭副会長及び副会長を補佐し、本会の常務を執行する。

6 会長、筆頭副会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度、4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

7 常任理事は、会長、筆頭副会長及び副会長の業務執行を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、その他監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

(任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠のため選任された理事及び監事の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 理事及び監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期の満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その権利義務を有する。

(解 任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等及び費用)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の免除)

第27条 本会は、一般法第111条第1項の役員の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(顧問、相談役及び参与)

第28条 本会に、任意の機関として、顧問、相談役及び参与若干名を置くことができる。

2 顧問、相談役及び参与は、理事会において選任又は解任する。

3 顧問、相談役及び参与は、本会の業務執行上の重要な事項について会長の諮問に応じ、会長に対して意見を述べることができる。

4 顧問、相談役及び参与の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 顧問、相談役及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理 事 会

(構 成)

第29条 本会に理事会を置き、全ての理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

3 顧問、相談役及び参与は理事会の要請により理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権 限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、筆頭副会長、副会長、専務理事及び常任理事の選定並びに解職

(4) その他法令又はこの定款で定められた事項

(開催及び招集)

第31条 理事会は、次のいずれかに該当する場合にこれを開催する。

(1) 会長が必要と認めるとき。

(2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を示して会長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

2 理事会は、会長が招集する。ただし、前項第3号により理事が招集する場合を除く。

3 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、筆頭副会長が理事会を招集する。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に通知しなければならない。

(議 長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、筆頭副会長がその職務を代理する。

(議決権)

第33条 理事会における議決権は、理事1名につき1個とする。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別に定めるものを除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第35条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議

を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長、筆頭副会長及び監事が署名又は記名押印しなければならない。

2 前項の議事録は、理事会の日(前条の規定により理事会の決議があったものとみなされた日を含む。)から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

第7章 正副会長会

(正副会長会)

第37条 本会の事業を推進するため、理事会の決議により任意の機関として、正副会長会を設けることができる。

2 正副会長会は、会長、筆頭副会長、副会長及び専務理事をもって構成する。

3 正副会長会の運営等に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

第8章 常任理事会

(常任理事会)

第38条 本会の事業を推進するため、理事会の決議により任意の機関として、常任理事会を設けることができる。

2 常任理事会は、会長、筆頭副会長、副会長、専務理事及び常任理事をもって構成する。

3 常任理事会の運営等に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

第9章 委員会、部会及び支部

(委員会、部会及び支部)

第39条 本会の事業を推進するため、理事会の決議により任意の機関として、委員会、部会及び支部を設けることができる。

2 委員会、部会及び支部の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

第10章 資産及び会計

(基本財産)

第40条 理事会において別に定める財産は、本会の基本財産とする。

2 前項の財産は、理事会において別に定めるところにより、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分し、又は担保に供するときは、あらかじめ理事会の承認を要する。

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については通常総会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類につい

ては承認を受けなければならない。

3 第1項の書類については、毎事業年度終了後3ヵ月以内に愛知県知事に提出しなければならない。

4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織、事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第44条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号の書類に記載するものとする。

第11章 定款の変更、合併、解散等

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(合併等)

第46条 本会は、総会の決議により、他の一般法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第47条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定取り消し等に伴う贈与)

第48条 本会が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取り消しの日又は当該合併の日から1ヵ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 事務局等

(事務局)

第50条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 重要な職員は、理事会の決議を経て会長がこれを任免する。

4 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(公告)

第51条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第13章 補 則

(細 則)

第52条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

この定款は、認定法第4条に定める公益認定を受けた日から施行する。

2 公益社団法人定款(案)の規定により総会の決議を要する諸規定の承認

(1) 公益社団法人昭和法人会

役員報酬等及び費用に関する規程(案)

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人昭和法人会(以下「本会」という。)の定款第26条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む。)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本会は、常勤役員の職務遂行の対価として、報酬を支給することができる。

2 常勤役員の報酬は年額とする。

3 役員には賞与を支給しない。

4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ功労金を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 本会の常勤役員に対する報酬額は、総会において決定した次の金額を限度として、理事会の決議を経て会長が定める。

常勤役員の年間報酬総額 6,000,000円

2 常勤役員に対する功労金は、別表第1「常勤役員功労金手当の算出要領」に定める算式により算出される額とする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(費用)

第8条 本会は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 本会は、この規程をもって認定法第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

(補 則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、認定法第4条に定める公益認定を受けた日から施行する。

別表第1 「常勤役員功労金手当の算出要領」

1	会都合（定年退職等）の場合
	（算定金額） 年間報酬総額の12分の1の80%とする。
	（算出数式） 算定金額×在職年数
2	自己都合による場合は、次の職員退職給与規定に準ずる。
	（勤続年数） （支給率）
	3年未満 支給なし
	5年未満 (退職時の本給月額×0.8)×勤続年数×50%
	10年未満 (退職時の本給月額×0.8)×勤続年数×60%
	15年未満 (退職時の本給月額×0.8)×勤続年数×70%
	20年未満 (退職時の本給月額×0.8)×勤続年数×80%
	20年以上 (退職時の本給月額×0.8)×勤続年数×100%

(2) 公益社団法人昭和法人会

会員の入会及び退会に関する規程(案)

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人昭和法人会(以下「本会」という。)定款第6条及び第8条の規定に基づき、会員の入会及び退会に関し必要な事項を定めるものとする。

(入会届)

第2条 定款第6条に規定する入会届には、以下の項目を記載するものとする。

- (1) 入会に際しての誓約
- (2) 法人名又は個人名、所在地、代表者名、電話・FAX番号、営業種目、資本金、決算期、紹介者名
- (3) 文書等送付先を別途指定する場合は、その所在地
- (4) 個人情報の取扱について

(反社会的勢力の排除)

第3条 入会する会員は、その会員の役員(取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう。)又は従業員において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれかに該当する場合は、入会することはできない。

- (1) 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用してしていると認められる関係を有すること
- (4) 反社会的勢力等に対して、反社会勢力等であることを知りながら資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与しているものが反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 入会する会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 会活動に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて当会の信用を棄損し、又は当会の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 会員が、前2項により反社会的勢力等に関係していると本会が判断した場合には、定款第9条第1項第3号の規定により、当該会員を除名することができる。

(退会届)

第4条 定款第8条に規定する退会届には、以下の項目を記載するものとする。

- (1) 退会理由
- (2) 退会後の連絡先

(再入会)

第5条 前条により退会した者、定款第9条の規定により除名された者又は定款10条の規定により会員資格が喪失された者が再入会を希望する場合には、改めて第2条に定める入会届を提出するものとする。ただし、除名された者は、除名後5年間は再入会を認めない。

2 再入会の申し出前の退会、除名又は会員資格の喪失の際、未納の会費がある場合には、当該未納分を納入しない限り再入会は認めない。

3 前2項の再入会に当たっては、再入会の申し出後直近に開催される理事会において再

入会を認めない決定が行わなければ再入会できる。しかし、再入会を認めない決定があった場合は再入会を認めない。この場合これを申込者に通知する。

(会員名簿及び会員に関する情報の取扱い)

第 6 条 入会者は会員名簿に登録し、登録内容に変更が生じた場合は遅滞なく更新するものとする。

2 退会した者、除名された者及び会員資格を喪失した者については、会員名簿から抹消する。

3 会員名簿に登録された会員に関する個人情報については、本人の意向を十分に尊重し慎重に取り扱わなければならない。

(改 廃)

第 7 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に定める公益認定を受けた日から施行する。

(3) 公益社団法人昭和法人会 会費規程 (案)

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人昭和法人会（以下「本会」という。）の定款第 7 条の規定に基づき、本会の会費の収納に関し必要な事項を定めるものである。

(会費)

第 2 条 本会の会費年額は「別表 会費区分表」のとおりとする。

2 前項の別表で定める資本金額（出資金額）は、毎年 4 月 1 日による。

3 事業年度の中で入会した場合の初年度の会費年額は無料とする。ただし、再入会の場合は別表に定めた金額の月割計算とし、加入月の翌月から計算する。

4 第 1 項の会費については、理事会が相当の事由があると認めるときには、これを免除することができる。

(改費の用途)

第 3 条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の 20% 以上を公益目的事業に使用する。

(会費の納期)

第 4 条 会費の納入は年 1 回とし、請求後 3 ヶ月以内に納入しなければならない。

2 会費の納入方法は、原則として会員が指定する金融機関の口座から会費年額を自動引落としにより納入する。

3 前項の自動引落としを希望しない場合、以下のいずれかの方法によることができる。

(1) 金融機関を利用して振込み

(2) 集金

(会費の滞納)

第 5 条 会員が定款第 10 条第 1 号に該当すると判断した場合、1 ヶ月前に文書により催告し、催告に応じないときは会員資格を喪失する。

(改 廃)

第 6 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

(その他)

第 7 条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 4 条に定める公益認定を受けた日から施行する。

別 表

「会費区分表」

1 正会員は、資本金額等により次のとおりとする。

(1)	資本金額（出資金額）	100万円以下	年額	4,000円
(2)	同上	500万円以下	年額	6,000円
(3)	同上	1,000万円以下	年額	11,000円
(4)	同上	3,000万円以下	年額	15,000円
(5)	同上	5,000万円以下	年額	18,000円
(6)	同上	1億円以下	年額	24,000円
(7)	同上	10億円以下	年額	50,000円
(8)	同上	30億円以下	年額	80,000円
(9)	同上	50億円以下	年額	110,000円
(10)	同上	50億円超	年額	150,000円
(11)	親会社と代表者が同じで同一地番にある子会社		年額	4,000円
(12)	公益法人等人格のない社団等		年額	4,000円

2 賛助会員は、一律年額 3,000円とする。

第7号議案 公益認定申請に伴う手続き承認の件

本会は、一般社団法人から公益社団法人に変更するものとし、公益認定申請に伴う申請手続き、及び定款変更、諸規定等の趣旨・内容を変えない軽微な修正については、会長に一任する。

(趣旨説明)

公益社団法人の認定において、行政庁の指導の下、多数の関係書類を作成・提出することとなるので、趣旨・内容の変更を変えない軽微な修正を含め、認定手続きの会長一任を求めるものです。

報告事項（1）令和2年度事業報告

事業報告（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

当会は、昭和25年4月1日に任意団体として創立されて以来、昭和55年6月の社団法人化、平成25年4月の一般社団法人への移行を経て、本年度、創立70周年、社団化40周年の節目となる年として歴史を刻んできました。

この間、「税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する」という法人会の理念に基づき、税知識の普及並びに納税意識の高揚を目的とした税制・税務研修事業を始め、特に近年は公益性の高い事業推進を念頭に置き、地域社会に貢献する各種の事業に多くの企業・市民の参加をいただき、事業展開を図ってまいりました。

しかし、本年度は、全世界を震撼させている新型コロナウイルス感染症の拡大により、計画した事業活動も大幅にその変更を余儀なくされ、例年実施してきた継続的事业も中止や縮小せざるを得ない状況が多く発生いたしました。その中において、会員の皆様にいち早く的確な情報の提供を心掛け、新型コロナウイルスに対しては参加者の健康と安全に配慮した感染症拡大防止策を施す中で各種事業を実施して来ました。

令和2年度の重点事業等の実施状況は次のとおりです。

1 税知識の普及を目的とする事業、納税意識の高揚を目的とする事業、税制及び税務に関する調査並びに提言に関する事業

税知識の普及・納税意識の高揚を目的とした税務研修会では、昭和税務署・国税局等から税務署長・副署長・法人課税第一統括官等多数の担当官を講師として依頼し、税務に関する知識の習得、コンプライアンスの向上策等の幅広い分野をテーマに講演会や研修会を開催し、それぞれ多くの出席者を得て実施しました。

具体的には、毎年実施している「税制改正説明会」、法人税法の基礎知識の習得を目的とした「やさしい法人税セミナー」は開催時期を変更して実施することができました。

しかし、新入社員・新任実務担当者を対象とする「初任者税務研修会」、法人税申告時期に合わせ申告に関する注意点等を周知した「決算期別説明会」、新たに会社を起業した方を対象とした「新設法人説明会」においては、コロナ禍の影響により開催を中止し、希望者への資料送付という形での実施となりました。

また租税教育の分野では、青年部会の中心的事業となった「租税教室」は6年目となり、引続き租税教室未経験の役員を講師に織り交ぜ講師陣の拡充を図りながら、本年度は計4校7コマ242人（内1校はコロナ禍で中止）を対象に実施し、女性部会では、「第5回税に関する絵はがきコンクール」に取り組み、応募総数37通と少なかつたものの、少しずつ学校側にも浸透していることから、今後とも継続して実施することを確認しています。

その他、納税意識の高揚を図る目的で、昭和・天白区及び愛知ブロック2市1町の計5ヵ所で毎年開催されている地域まつり等について、コロナ禍の影響により中止となったことから、これら地域まつり等の代替事業として、新たに租税教育の推進及び地域社会貢献の観点から、管内の公立図書館6館（鶴舞中央図書館、瑞穂図書館、天白図書館、東郷町立図書館、日進市立図書館、長久手中央図書館）に対し、税及び経営に関する書籍や絵本・児童書を寄贈することとし、合計790冊、総額145万8千円相当の図書を選定購入し、各図書館に常置し広く地域住民に活用していただくこととしました。このことは、新聞報道でも取り上げられコロナ禍で貸出し図書の希望が多く図書館側からも感謝の意が伝えられました。

このほか、毎年関係協力団体とともに大手スーパーで実施している街頭広報・税の作品の合同表彰式・税金クイズ大会は実施できませんでしたが、管内小学校の6年生向けに租税教育の補助教材として「税に関するマンガ本」の配付や、夏休みに募集活動を行った税に関する作品の入賞者には各学校に伺い表彰状を授与しました。

さらに、所得税等の確定申告時期には、青年部会が中心となり申告期限周知などを目的とする広報車による街頭広報を実施しました。

2 地域の健全な発展に資する経済や経営に関する講演会の開催並びに地域社会の健全な発展を図るための事業

地域企業の経営者等を対象とした講演会では、総会記念講演会として経済ジャーナリストの内田裕子氏を企画しましたがコロナ禍により中止としました。

また、恒例の名古屋市内9法人会合同講演会についても、9月及び2月にそれぞれ講師に益子直美氏、井沢元彦氏を招き開催計画を立てましたが中止としました。

さらに、毎年実施している女性部会主催の社会貢献事業「講演会&演奏会」及び「支部合同狂言公演会」も会員以外の一般参加者が多く参加する事業ですが、やむなく中止としました。しかし、女性部会が主催する演奏会の代替事業として、毎年出演を依頼している演奏家の方々に依頼し Web による演奏会「昭和法人会 音楽の調べ～The sound of Showa 法人会～」を配信することとし、広く一般の方々が視聴できるよう新たな試みにも挑戦しました。

その他、毎年、ブロック連絡協議会、大規模法人部会、青年部会、女性部会がそれぞれ主催する各種講演会においては、名古屋市内ブロック連絡協議会の合同講演会として経済ジャーナリストの内田裕子氏を講師に「新状態でどうなる日本経済」の演題で、大規模法人部会では名古屋国税局調査部長 野路英幸氏を講師に「税務行政の現状と課題」の演題でそれぞれ開催することができましたが、愛知ブロック連絡協議会や青年部会・女性部会などの他の講演会はすべて中止としました。

なお、本年度で39回目となった「初級簿記講座」は、開催時期を変更し実施し16名の参加を得て継続開催することが出来ました。

租税教育の分野で取り上げた公立図書館への図書の寄贈については、地域住民を対象とした社会貢献事業としてもその役割を果たしました。

3 福利厚生事業の推進

経営者と従業員の保障・健康管理等を支援するため、法人会加入のスケールメリットを生かした割引制度など、団体扱いの各種保障制度、人間ドック、各種福利厚生制度の紹介などPRを行い、会員企業の福利厚生をサポートしてきました。

中でも、大同生命保険・AIG損害保険・アフラックを受託会社とする経営者大型総合保障制度の推進については、新たに本年度から「想いをつないで50年『会員企業を守りたい』キャンペーン」を立ち上げ、大幅な保険料収入増の確保に向け紹介活動を含め支援を行っています。その他経営者向けの中小企業共済や取引信用保険の紹介も行っています。保険各社の担当者も、コロナ禍により訪問活動がままならず苦勞しながらの推進活動となりました。

また、会員向けサービスとして、「インターネットセミナー」の無料視聴サービスや「ETCコーポレートカードによる高速道路料金割引制度」の紹介、「企業情報・格付情報照会サービス」の割引利用の紹介を取り入れるなど、法人会のスケールメリットにより会員の皆様が直接加入メリットを享受できる活動も推進しています。

4 会員増強推進事業の実施

近年の厳しい経済環境等により廃業等による会員減少に歯止めがかからない状況が続いています。当会では、毎年10月～11月を会員増強月間と定め、会員等管理データをもとに、「新設法人」「転入法人」「設立後5年経過法人」を対象として郵送による加入勧奨を実施しましたが、「支部役員1人1社加入」を目標に置いたものの、支部役員及び保険会社推進員ともにコロナ禍により訪問面接活動を自粛せざるを得ず、退会希望もあることから会員増強においては厳しい状況が続いています。

5 体内組織の見直しと公益社団化に向けて

当会は、公益法人制度改革の折、「公益事業費基準50%」を満たさなかったことにより平成25年4月から一般社団法人としてこれまで活動をしてまいりました。ここ数年において各種活動・規程・財政等の課題・問題点を洗い出し、幅広い角度からの見直し・検討作業を進め、公益社団法人に向けての認定要件をすべて満たすことが出来、平成24年通常総会での「お約束」が果たせることとなり、令和4年4月の公益社団法人移行に向けた申請手続等の準備を進めています。

令和2年度に実施した本会・支部・部会等の会議並びに事業等の活動状況は、次ページ以降の附属明細書のとおりです。

事業報告の附属明細書（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1 会議関係

行事名	開催年月日	内 容	出席者(名)
1 第8回通常総会	R2. 5. 29	令和元年度決算報告承認の件 役員補充選任案承認の件 報告事項：令和元年度事業報告 ：令和元年度公益目的支出計画実施報告 ：令和2年度事業計画並びに収支予算	42
2 正副会長会	R2. 4. 14 (書面決議)	理事(監事)会への提出議案について 「簡易保険払込団体扱収支決算書」について 役員等の補充選任副会長の指名(案)について 退任役員等に対する感謝状の贈呈について 第8回通常総会における会長・副会長の役割分担について 総会記念品の配付・贈呈について 創立70周年・社団化40周年記念行事の日程変更について 令和2年度正副会長の委員会及び県連委員の担当について	8
	R2. 8. 6	理事(監事)会への提出議題について 公益社団化に向けて 令和2年度事業計画について 令和2年度組織増強月間について	8
	R2. 9. 15 (書面決議)	常任理事(監事)会提出議題について 創立70周年社団化40周年記念式典及び役員総集会実施について	8
	R2. 11. 16	愛知県連運営研究会について 各委員会に対する来年度に向けての検討依頼事項 創立70周年(社団化40周年)記念式典及び署長記念講演について	8
	R3. 2. 12	令和3年度の執行体制について 令和3年度の正副会長の業務分担について 昭和法人会会長選出方法について 第9回通常総会に伴う諸行事について 理事(監事)会への提出議題について	8
3 常任理事会	R2. 9. 15 (書面決議)	創立70周年社団化40周年記念式典及び役員総集会の実施について 令和2年度事業の進捗状況について 令和2年度組織増強月間の取組みについて 会費未納者に対する会費回収(個別訪問)について 支部における公益事業の実施について 第8回通常総会の参加結果及び出欠アンケート等回収状況について	27
4 理事会	R2. 4. 14 (書面決議)	第8回通常総会に提案する議題 第8回通常総会及び記念講演会、創立70周年記念行事の変更について 公益社団法人に向けた準備作業の開始について 定款第39条に定める委員会の新規設置について (一社)昭和法人会各種規程の改正について	64

行事名	開催年月日	内 容	出席者(名)
	R2. 8. 6	全法連会員増強施策「特別増強月間」の実施について 福利厚生事業等の推進について 昭和税務署幹部職員の人事異動に伴う新体制について 公益社団化に向けて	41
	R3. 2. 12	令和2年度の事業計画の変更について 令和2年度組織強化月間の取組について 第9回通常総会の招集に当たり事前に決定すべき事項 第9回通常総会の招集・開催について 一般社団法人昭和法人会定款及び会費規程の改正について 公益社団法人化について 基本財産の積み増し及び特定資産の組み替え等について 令和2年度決算の見通しについて 令和3年度事業計画(案)について 令和3年度予算(案)について	
5 役員総集会 (青年・女性部会 員含む)	R2. 11. 16	本年度の事業実施状況 会員増強の状況 公益社団化へ向けて	99
6 委員会 財務委員会	R2. 4. 9 (書面決議)	令和元年度の決算について 令和2年度の予算編成について	5
広報委員会	R2. 6. 22 (書面決議)	会報誌200号記念誌の発行について 会報誌9月号(第201号)の企画編集について	5
事業委員会	R2. 7. 22	令和2年度事業の実施状況と事業計画の変更 名古屋市内9法人会合同講演会について	8
組織委員会兼福 利厚生推進協議会	R2. 9. 15 (書面決議)	創立70周年(社団化40周年)記念式典及び役員総集会の実施 令和2年度事業の状況について 令和2年度組織増強月間の取組について 会費未納者に対する会費の回収方について 支部における公益事業の実施 第8回通常総会の参加結果及び出欠アンケートの回収状況について	22
広報委員会	R2. 10. 20 (書面決議)	会報誌の発行状況について 会報誌への新シリーズ特集について 会報誌新年号(第202号)の企画編集について	5
組織委員会兼福 利厚生推進協議会	R3. 1. 26 (書面決議)	令和2年度の会員増強について 第9回通常総会について 会員増強褒賞金規定の見直しについて 支部における残高の取り扱い 令和3年度支部予算案及び事業計画について 令和3年度役員体制について 福利厚生制度の推進について	26

行事名	開催年月日	内 容	出席者(名)
総務委員会兼 財務委員会	R3. 1. 21 (書面決議)	第9回通常総会について 公益社団化に向けて 令和2年度決算の見通し 令和3年度予算案について	9
事業委員会	R3. 1. 22 (書面決議)	第9回通常総会について 総会記念講演講師の選定について 令和2年度事業実施状況について 令和3年度事業計画(案)について	7
税制委員会	R3. 3. 24	令和4年度税制改正要望事項の取りまとめについて	4

II 税知識の普及を目的とする事業

事業区分	開催年月日	行事名	内 容 (講師・テーマ)	出席者(名)	
1 税務・税法研修	R2. 6. 6 (中止)	初任者(源泉・社保)税務研修会	「源泉所得税・社会保険実務のポイント」	25	
	R2. 6. 19	女性・青年部会 合同税務研修会	「知って得する相続知識」 昭和税務署長 近藤 龍彦 氏 (メルパルク名古屋)		
	R2. 9. 3 ～6回開催～	やさしい法人税 セミナー (昭和・名古屋中・千種)	「法人税法の基礎知識」 税理士 小掠 めぐみ 氏 (昭和ビル 会議室)		50
	R2. 10. 19 ～10. 20	税制改正の実務 ポイント研修会 (昭和・名古屋中・千種)	税理士法人名南経営 税理士 安藤教嗣ほか (東京第一ホテル錦)		23
	R2. 10. 23	大規模法人部会 税務研修会	「税務行政の現状と課題」 名古屋国税局 調査部 部長 野路 英幸 氏 「申告書作成のチェックポイント」 名古屋国税局 調査審理課長 木下 篤 氏 (サイプレスガーデンホテル)		25
	R2. 11. 5	瑞穂・昭和区ブロック 税務研修会	「税務行政」 昭和税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官 一色 博仁 氏 (熱田神宮会館)		46
	R2. 11. 20	税務研修会	「令和2年分年末調整の実務のポイント&消費税 (インボイス)制度」 昭和税務署 担当官 (名古屋市公会堂)		68
	2 決算期別説明会	R2. 5. 26	決算期別説明会		「決算申告の実務上のポイント」
R2. 8. 27		決算期別説明会	昭和税務署 担当官	(41)	
R2. 11. 27		決算期別説明会	(本年度は4回の説明会すべてを中止した)	(28)	
R3. 2. 22		決算期別説明会	(希望者には資料を送付した)	(41)	

事業区分	開催年月日	行事名	内 容 (講師・テーマ)	出席者(名)
3 新設法人説明会	R3. 1. 28 (中止)	新設法人説明会	「新設法人のための税金ガイドブック」 昭和税務署 担当官 (希望者には資料を送付した)	(17)
4 講演会等	R2. 9. 14	女性部会 意見交換会	「税務署長を囲む意見交換会」 昭和税務署長 中村 猛文 氏 (メルパルク名古屋)	21
	R2. 10. 23	大規模法人部会 講演会	「税務行政の現状と課題」 名古屋国税局 調査部 部長 野路 英幸 氏 (サイプレスガーデンホテル)	26
	R2. 11. 16	役員総集会 (青年・女性部会 員含む)	「知っておきたい税金の話」 昭和税務署長 中村 猛文 氏 (メルパルク名古屋)	99

III 納税意識の高揚を目的とする事業

事業区分	開催年月日	行事名	内 容 (講師・テーマ)	出席者(名)
1 地域・イベントにおける租税教育活動	R2. 7～ 9	税に関する絵はがき コンクール	小学生を対象とした「第5回税に関する絵はがき コンクール」の実施 (応募作品枚数 37編)	
	R2. 10. 25 (中止)	区民まつり(昭和 区・天白区)	昭和区・天白区の区民まつりに参加	
	R2. 6. 20	管内小学校	昭和税務署管内の小学6年生を対象に税に関する マンガ本を配付 (管内小学校62校)	5,705
	R2. 11. 2	図書の贈呈式	名古屋市鶴舞中央図書館 (鶴舞中央図書館、瑞穂図書館、天白図書館)	3
	R2. 11. 2	図書の贈呈式	東郷町立図書館	5
		図書の贈呈式	日進市立図書館	3
		図書の贈呈式	長久手市中央図書館	3
	R2. 11. 10 (中止)	地域産業まつり (東郷町・長久手市)	東郷町文化産業まつりながくて市民まつりに参加	-
	R2. 11. 17 (中止)	地域産業まつり (日進市)	にしん市民まつりに参加	-
	R2. 11. 16	租税教室	名古屋市立高田小学校6年生児童に対する租税 教室を青年部会員が講師となって実施	63
	R2. 12. 16	租税教室	名古屋市立御劔小学校6年生児童に対する租税 教室を青年部会員が講師となって実施	47
	R3. 1. 15	租税教室	名古屋市立植田小学校6年生児童に対する租税 教室を青年部会員が講師となって実施	74
	R3. 1. 22 (中止)	租税教室	名古屋市立豊岡小学校6年生児童に対する租税 教室	-
	2 税の啓発活動	R2. 11. 17 (中止)	税を考える週間	管内スーパー店頭における街頭広報と税に関 する作品合同表彰式税金クイズの実施

事業区分	開催年月日	行事名	内 容 (講師・テーマ)	出席者(名)
	R3. 2. 24 ～ 2. 25	所得税等確定申告期広報活動	昭和税務連絡協議会主催 確申会場の周知、申告書の早期提出、期限内申告納税について、広報車による広報の実施	8

IV 地域企業の健全な発展に資する事業

事業区分	開催年月日	行事名	内 容 (講師・テーマ)	出席者(名)
1 経済・経営講演会	R2. 5. 30 (中止)	総会記念講演会	「日本経済の大転換点 中小企業にチャンスあり」 経済ジャーナリスト 内田裕子 氏	-
	R2. 9. 8 (中止)	市内9法人会 合同講演会	「チャレンジ精神が私を変えた」 スポーツキャスター 益子直美 氏 (日本特殊陶業市民会館)	-
	R3. 2. 10 (中止)	市内9法人会 合同講演会	「地元の歴史文化について」 作家・歴史研究家 井沢元彦 氏 (名古屋市公会堂)	-
2 地域企業向け 実務研修会	R2. 11.18 ～ 12. 21	初級簿記教室	「第39回初級簿記講習会」 税理士 仙田浩人 氏 (中小企業振興会館 会議室)	延128
	R3. 1. 28 (中止)	新設法人説明会	「新設法人のための税金ガイドブック」 昭和税務署 担当官 (希望者には資料を送付した)	(17)

V 地域社会への貢献を目的とする事業

事業区分	開催年月日	行事名	内 容 (講師・テーマ)	出席者(名)
1 講演会	R2. 11. 5	市内ブロック(瑞穂、昭和、天白) 合同講演会	「新状態でどうなる日本経済」 ～中小企業はこう生き残る～ 経済ジャーナリスト 内田裕子 氏 (熱田神宮会館)	46
	R2. 10. 23 (中止)	講演会 (女性部社会貢献事業)	仏教落語「やさしさの波紋」 影現寺 副住職 深水弘裕 (メルパルク名古屋)	-
	R3. 2. 26 (中止)	愛知ブロック 経営講演会	「独断 宗次流 商いの基本」 カレーハウスCoCo壱番屋 創業者 宗次 徳二 氏 (長久手市文化の家 風のホール)	-
2 鑑賞会	R2. 8. 22 (中止)	5支部合同 狂言鑑賞会	「野村又三郎一門 狂言鑑賞会」 演目:『狂言 韋猿』『狂言 縄綱』 (名古屋市能楽堂)	-
	R2. 10. 23 (中止)	演奏会 (女性部社会貢献事業)	演奏会「音楽と 夢と 社会と」 ピアニスト 甚目裕夫 氏 ほか (メルパルク名古屋)	-

事業区分	開催年月日	行事名	内 容 (講師・テーマ)	出席者(名)
	R3. 1. 20	女性部会演奏会 (女性部社会貢献事業) (インターネット配信)	Web演奏会「昭和法人会音楽の調べ」 ～The sound of Showa 法人会～ ピアニスト 甚目裕夫 氏 ほか * 10月23日の代替事業	-

VI 支部事業

事業区分	開催年月日	行事名	内 容 (講師・テーマ)	出席者(名)
1 鑑賞会	R2. 8. 22 (中止)	5支部合同鑑賞会 (汐路、田光、津賀田 円上、北山支部)、	「野村又三郎一門 狂言鑑賞会」 演目：『狂言 靉猿』『狂言 縄綱』 (名古屋市能楽堂)	-

VII 青年部会事業

事業区分	開催年月日	行事名	内 容 (講師・テーマ)	出席者(名)
1 役員会	R2 年度	役員会	令和2年4月～令和3月の間・12回開催 部会並びに県連事業について実施内容を協議	240
	R2. 4. 21	通常総会	第8回通常総会 (事務局)	30
2 事業関係	R2. 6. 19	合同税務研修会	「知って得する相続知識」 昭和税務署 署長 近藤龍彦 氏 (メルパルク名古屋)	25
	R2. 10. 12	租税教室	租税教室講師養成研修 (昭和税務署)	11
	R2. 11. 16	署長講演会	「知っておきたい税金の話」 昭和税務署長 中村 猛文 氏 (メルパルク名古屋)	6
	R2. 11. 16	租税教室	名古屋市立高田小学校6年生児童(49名)に 対する租税教室を青年部会員が講師となって実施	3
	R2. 12. 16	租税教室	名古屋市立御劔小学校6年生児童(37名)に 対する租税教室を青年部会員が講師となって実施	2
	R3. 1. 15	租税教室	名古屋市立植田小学校6年生児童(74名)に 対する租税教室を青年部会員が講師となって実施	2
	R3. 1. 22 (中止)	租税教室	名古屋市立豊岡小学校6年生児童(17名)に 対する租税教室	-
3 関係団体	R2.11.5～6 (中止)	全法連行事	全国青年の集い 島根大会 (松江市(にびきメッセ))	-
	R2. 4. 16	愛知県連 (書面決議)	青年部会連絡協議会 定時総会	5
	R2. 6. 30	同上	青年部会連絡協議会 定時総会・情報交換会	2
	R2. 8. 7	同上	青年部会連絡協議会 常任理事会	1
	R2. 10. 2	同上	青年部会連絡協議会 情報交換会	2
	R3. 3. 26	同上	青年部会連絡協議会 常任理事会	1
	R3. 2. 24 ～2. 25	昭和税務連絡協 議会行事	広報車による確定申告期広報活動	8

VIII 女性部会事業

事業区分	開催年月日	行事名	内 容 (講師・テーマ)	出席者(名)
1 役員会	R2 年度	幹事会	02年4月～03年3月の間・12回開催	80
	R2. 4. 20	通常総会	部会並びに県連事業について実施内容を協議 第8回通常総会 (事務局)	19
2 事業関係	R2. 6. 19	女性部会 税務研修会	「知って得する相続知識」 昭和税務署 署長 近藤 龍彦 (メルパルク名古屋)	17
	R2. 7～9	租税教育活動	「第5回絵はがきコンクール」募集活動	18
	R2. 9. 14	意見交換会及び 税務研修会	「税務署長を囲む意見交換会」 昭和税務署長 中村 猛文 氏 「税務行政」法人課税第一統括官 一色博仁 氏 (メルパルク名古屋)	21
	R2. 9. 27	租税教育	「絵はがきコンクール」審査会 (事務局)	10
	R2. 10. 20 (中止)	講演会と演奏会 (女性部社会貢献事業)	講演会 仏教落語「やさしさの波紋」 影現寺 副住職 深水弘裕氏 演奏会 「音楽と 夢と 社会と」 ピアニスト 甚目裕夫 氏 ほか	-
	R2. 10. 29	会員親睦会	会員親睦会 (ラ・グランテーブル ドゥ キタムラ)	24
	R2. 11. 16	署長講演会	「知っておきたい税金の話」 昭和税務署長 中村 猛文 氏 (メルパルク名古屋)	12
	R3. 1. 20	演奏会 (インターネット配信)	Web演奏会「昭和法人会音楽の調べ」 ～The sound of Showa法人会～ ピアニスト 甚目裕夫 氏 ほか	-
	R3. 3. 17	女性部会 税務研修会	「女性税務職員が感じること」 昭和税務署 筆頭副署長 石川たき子 氏 (ガス燈)	20
	3 関係団体	R2. 4. 21	愛知県連 (書面決議)	女性部会連絡協議会 定時総会
R2. 8. 28		同上	女性部会連絡協議会 常任理事会	1
R2. 10. 28		同上	女性部会連絡協議会 情報交換会	4
R2. 11. 15 (中止)		昭和税務連絡協 議会行事	「税を考える週間」街頭PR活動 税に関する作品表彰式 (イオンハ事店)	-
R2. 11. 25 (中止)		全法連行事	全国女性フォーラム 愛媛大会 (愛媛国際貿易センター)	-
R3. 3. 23		同上	女性部会連絡協議会 常任理事会	1

IX 大規模法人部会事業

事業区分	開催年月日	行事名	内 容 (講師・テーマ)	出席者(名)
1 事業関係	R2. 10. 23	講演会並びに 税務研修会	「税務行政の現状と課題」 名古屋国税局 調査部 部長 野路 英幸 氏 「申告書作成のチェックポイント」 名古屋国税局 調査審理課長 木下 篤 氏 (サイプレスガーデンホテル)	30

事業区分	開催年月日	行事名	内 容(講師・テーマ)	出席者(名)
	R3. 2. 24	大規模法人 経営者講演会 (愛知県連主催)	名古屋国税局長講演会 「税務行政の現状と課題」 ～新型コロナウイルス対応・デジタルトランスフォー メーション・酒類業振興～ 名古屋国税局長 吉井 浩 氏 (名古屋マリオットアソシアホテル)	7 他Web 22

X 広報誌・連合会事業

事業区分	開催年月日	行事名	内 容(講師・テーマ)	出席者(名)
1 広報関係	R2. 6	広報誌発行	会報誌 昭和法人会 第200号 創立70周年記念特別号 (発行:3,236部)	
	R2. 9. 10	広報誌発行	会報誌 昭和法人会 第201号 (発行:3,252部)	
	R3. 1. 20	広報誌発行	会報誌 昭和法人会 第202号 (発行:3,238部)	
2 愛知県連	R2. 6. 19 (書面決議)	通常総会	第8回 愛知県法人会連合会通常総会	10
	R2. 11. 25	税制講演会	税制委員会主管講演会 「消費税の使い道」 名古屋大学大学院 教授 齋川 浩司 氏 (ウイング愛知)	11
	R2. 12. 3	運営研究会	愛知県法人会運営研究会 (ホテルキャッスルプラザ)	5
3 東海法連	R2. 12. 17	研修会	愛知県下法人会事務局役職員研修会 (大同生命ビル)	3
	R2. 9. 11 (書面決議)	東海法連定時総会	第31回東海法人会連合会定時総会	2
4 全法連	R3. 3. 5 (中止)	東海法連大会	第75回東海法人会連合会大会 (ホテル花水木)	-
	R2. 10. 8 (中止)	全国大会	第37回法人会 全国大会 岩手大会 (盛岡市市民文化ホール)	-
5 昭和税務連絡協 議会	R2. 5. 8 (書面決議)	定時総会	令和2年度事業報告・収支決算報告及び令和3年 度事業計画案・予算案等の審議	4
	R2. 7. 21	定例会	行事日程、税を考える週間行事計画について	2
	R2. 9. 25	定例会	「税を考える週間」行事について協議 税に関する作品の応募状況	2
	R2. 11. 17 (中止)	街頭宣伝活動 税の作品表彰式	スーパーにおいて税に関するパンフレットを配布、税 の作品合同表彰式、税金クイズ、無料税務相談等	-
	R3. 1. 12	定例会	各会の行事予定 「税を考える週間」行事結果について 税連協主催「確定申告期の広報活動」について	2
	R3.2.24～25	街頭宣伝活動	確定申告期における街宣車による広報活動	4

報告事項（２）令和３年度事業計画

事業計画書（自 令和３年４月１日 至 令和４年３月３１日）

Ⅰ 活動の基本方針

昭和法人会は、「税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与するとともに国と社会の繁栄に貢献する」という法人会の理念に則り、よき経営者を目指すものの団体として、また、健全な納税者の団体としての公益性を認識し、税知識の普及と納税意識の高揚を目的とした税制・税務研修事業を始め、企業経営と社会の健全な発展に寄与するため、社会の変化に対応する各種事業活動を推進し、会員のニーズにあった事業の実施に努める。

１ 税知識の普及を目的とする事業

国税及び地方税に係る官公署等との連絡協調のもと、健全な納税者団体として税に関する研修会や講演会などを通じて「税知識の普及」に努めることで、税務行政の円滑な執行に寄与し、もって国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業を行う。

具体的には、各研修会等では税知識の普及のため税に関するパンフレットや書籍を適宜配布し、また、当会の広報誌では、税知識の普及を目的とする事業に付随して、税に関する情報を適宜掲載し、情報発信を行う。

２ 納税意識の高揚を目的とする事業

当会は、健全な納税者団体として税金の仕組みや税の使われ方を教育する租税教育活動を通じて納税意識の高揚に努めることで、税務行政の円滑な執行に寄与し、もって国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業を行う。

当会の広報誌では、納税意識の高揚を目的とする事業に付随して、各事業の活動報告などを適宜掲載し、情報発信を行う。また、公益財団法人全国法人会総連合が主催し、傘下の各都道府県法人会連合会が持ち回りで主管として開催する「全国青年の集い」や「全国女性フォーラム」など関連団体が主催する発表会等に参加し、全国の租税教育活動などについて、創意工夫に富んだ発表事例を研究し、当会の租税教育活動の企画・運営に活かす。

３ 税制改正に関する提言

公益財団法人全国法人会総連合においては、毎年、全国の法人企業及び個人の活力を生むような税制を始め、租税負担の合理化・簡素化及び適正公平な課税などの提言を行うため、全国の各法人会から税制及び税務に関する提言を取りまとめて提言書を決議し、法人会全国大会で発表後、関係機関等に対し提言活動を行う。

税制及び税務に関する提言は、すべての法人企業及び個人に関連した内容となっており、税務行政の円滑な執行に寄与し、もって国政の健全な運営の確保に資すること

を目的とする事業を行う。

4 地域企業の健全な発展に資する事業

当会が存する昭和税務署管内を中心とした地域経済の活性化を図るためには、その地域に存する地域企業の健全な発展が必要不可欠といえる。そのため、当会が事業活動を行うことによって地域企業の健全な発展を促し、納税や雇用機会を確保することで、地域社会の不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする。

5 地域社会への貢献を目的とする事業

当会が存する昭和税務署管内を中心とした地域企業や地域住民を対象として、健康、文化・芸術等に関する講演会・研修会や鑑賞会等の企画・開催を行うことにより、これらの機会の提供を通じて、地域社会の健全な発展を目的とする事業を行う。

また、地域企業の健全な発展に資する事業に付随して、公益財団法人全国法人会総連合が主催する「全国青年の集い」や「全国女性フォーラム」などの関連団体の発表会・研修会等に参加し、全国の地域社会貢献活動などについて創意工夫に富んだ発表事例を研究し、当会の地域社会貢献活動の企画・運営に活かす。

6 会員の福利厚生等に資する事業

会員の福利厚生等に資する事業として、法人会への加入メリット・スケールメリットを会員が享受できるサービス・情報の提供を行う。

中でも、経営者大型保障制度やガン保険を中心とする保険事業の推進については、財政基盤の確立を図る上からも取扱会社との連携を強化し、取扱い企業の加入率の向上と目標達成に努める。

さらに、健康増進事業として、会員企業の役員及び従業員等の健康増進・保守を目的として、人間ドック・健康診断等の斡旋を行う。

また、広告事業として、当会が発行する広報誌に、会員企業の紹介及び福利厚生制度の案内や周知を目的として、会員企業・保険会社からの広告掲載を行う。

7 会員の交流に資するための事業

会員支援のための親睦交流を目的に、会員間の情報交換や会員相互の親睦を行うほか、会員を対象とした観劇等の催し物や法人企業の業務に関係のない趣味・娯楽・スポーツ・レクリエーション等の事業を行う。

II 主要行事計画

1 税知識の普及を目的とする事業

(1) 初任者に対する税務研修会

昭和税務署管内の法人企業で、源泉所得税や社会保険の取扱い等に不慣れな新規採用者及び新規に経理担当等に従事した初任者を対象とした税務研修会を開催する。

対象者 : 昭和税務署管内の法人企業の新規採用者及び経理担当の初任者等を対象。参加者は会員に限定しない。

講師 : 昭和税務署の担当官及び社会保険労務士など

開催予定時期 : 令和3年6月

(2) 税制改正に関する税務研修会

昭和税務署管内の法人企業で、役員や経理担当者等を対象とした毎年改正される税制改正等を解説する税務研修会を開催する。

対象者 : 昭和税務署管内の法人企業の役員や経理担当者等を対象。参加者は会員に限定しない。

講師 : 税理士ほか

主催 : 当会及び名古屋市内の他の法人会との共同開催

開催予定時期 : 令和3年6月

(3) 決算期別説明会

昭和税務署管内の法人企業で、各法人企業の決算期に合わせ、申告実務における留意事項等を開設する税務研修会を開催する。

対象者 : 昭和税務署管内の法人企業で、決算期ごとにグループに分け、経理担当者等申告実務に携わる担当者を対象。参加者は会員に限定しない。

実施時期 : 決算期別の参加状況を考慮し、1年に数回開催する。

講師 : 昭和税務署の担当官ほか

開催時期 : 令和3年5月以降、3ヶ月ごとに開催

(4) やさしい法人税セミナー

昭和税務署管内の法人企業で、法人税の基礎知識の習得を目的に担当者の育成を図るための税務研修会を開催する。

対象者 : 昭和税務署管内の法人企業で、法人税申告書に携わっている者又はこれから携わる者等、企業内で法人税の知識の習得を必要とする者等を対象。参加者は会員に限定しない。

講師 : 法人税法に精通した税理士等に依頼

主催 : 当会及び名古屋市内の他の法人会との共同開催

開催予定時期 : 令和3年6月

(5) 新設法人説明会

昭和税務署管内で新たに法人を設立した企業に対し、法人税や消費税等税法の取扱いや、企業としての申告や届出の義務等を解説する税務研修会を開催する。

対象者 : 概ね前1年間程度の間、昭和税務署管内で法人を設立した企業を
対象。参加者は会員に限定しない。

講師 : 昭和税務署の担当官ほか

主催 : 当会と昭和税務署との共同開催

開催予定時期 : 令和3年9月

(6) 大規模法人 税務研修会・講演会

大規模法人(資本金等1億円以上)を対象に、大規模法人であるがゆえに税務申告等において留意すべき等をテーマとして取り上げた税務研修会・講演会を開催する。

対象者 : 昭和税務署管内の資本金・出資金の額が1億円以上の法人企業を対象。参加者は会員に限定しない。

講師 : 名古屋国税局調査部の担当官ほか

主催 : 当会と愛知県下の他の法人会と共同開催

開催予定時期 : 令和3年10月

(7) 税務署長及び税務署の担当官による講演会・研修会

税務署長や税務署の担当官の講演や講義を受けることにより、税務行政の運営上の諸課題や広く知らしめる事項等を、税務執行当局の担当者から直接受講できる機会を提供し、税知識の普及と税務行政への協力を行う税務講演会・研修会を開催する。

対象者 : 昭和税務署管内の法人企業の役員や経理担当者等を対象。参加者は会員に限定しない。

講師 : 昭和税務署長もしくは昭和税務署の担当官ほか

(8) 税務・経営セミナー

事業承継問題など時宜を捉えた会社経営に密接に絡むテーマに関する研修会を、会員企業のほか一般参加者も募り、必要な知識の習得と普及に努めるためのセミナーを開催する。

対象者 : 昭和税務署管内の法人企業の役員や経理担当者等を対象。参加者は会員に限定しない。

講師 : 昭和税務署の担当官のほか、研修テーマに応じ専門的知識を有する税理士等

(9) 青年部会及び女性部会税務研修会

当会の内部組織である青年部会及び女性部会が、税に関する知識を深めるために企画・運営し、当会で購入した税に関する冊子等を利用し、税に関する研修会を開催する。

対象者 : 昭和税務署管内の法人企業の役員や経理担当者等を対象。参加者は会員に限定しない。

講師 : 昭和税務署の担当官のほか、研修テーマに応じ専門的知識を有する税理士等

2 納税意識の高揚を目的とする事業

(1) 「税を考える週間」の街頭広報

国税庁では、毎年11月11日から17日までの期間を「税を考える週間」と定め、国民に対して税に関する理解を一層深めるとともに、税の仕組みや税の使われ方やその必要性などについて主体的に考える契機として、全国的な税に関する広報活動を実施しており、当会も、これらの機会に税に関するパンフレット等の配布等税知識の普及活動を実施している。

(2) 所得税・消費税の確定申告期における広報車による街頭広報

毎年、2月～3月にかけて行われる所得税・消費税の確定申告期に合わせ、確定申告会場の周知、確定申告の早期提出、期限内申告及び期限内納税について広報車により昭和税務署管内一円（名古屋市内3区、日進市、長久手市、東郷町）において街頭広報を実施している。

(3) 地域イベントにおける租税教育活動

昭和税務署管内で開催される「区民まつり」「市民まつり」等の地域イベントに際して、ブースを設け次世代を担う子供たちを主な対象として、税に関するパネル展示と税に関するパンフレットの配布等を行っている。

(4) 租税教育活動

次代を担う児童・生徒や地域住民等に対し、税の意義や役割、重要性について正しく理解してもらうために、租税教育活動を行う。

① 租税教室

次代を担う児童・生徒に対し、租税の意義や役割を正しく理解し、社会の構成員として税金を納め、その使い方に関心を持つ等健全な納税者意識を養うことを目的として、昭和税務署管内の小・中学校に対し、昭和税務署と協議し、税務署で研修を受けた租税教室の講師を小・中学校に派遣し、DVD等を使用し租税教室を実施する。

② 「税の絵はがきコンクール」の実施

税に関する絵はがきを書くことで、楽しみながら納税意識の高揚を図り、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するため実施する。

③ 租税教育用副教材の配付

小学校における租税教育の一助としてもらうため、その副教材及び文具を管内小学校に配付する。

④ 児童・生徒及び地域住民を対象とした租税教育活動

児童・生徒及び地域住民に、租税の重要性の理解を図るため、昭和税務署管内の公立図書館に税や経営等に関する図書を常置してもらい、その図書を利用してもらうこと等により広く租税教育活動の推進を図る。

3 税制及び税務に関する調査並びに提言に関する事業

当会会員を中心にアンケート調査を行い、税制及び税務に関する提言を取りまとめ、一般社団法人愛知県法人会連合会を通じて公益財団法人全国法人会総連合に上

申していく。

4 地域企業の健全な発展に資する事業

(1) 経済・経営講演会

地域経済の中核を担う地域企業の健全な発展を図るためには、常に国内外の経済情勢の動向に注意を怠らないで、その変化に対応する適切な施策を検討することが肝要となる。当会では、主としてこのような地域企業の経営者等に対して経済・経営・時事問題の精通者を招き、経済・経営講演会の機会を提供する。

対象者：昭和税務署管内の法人企業を対象とし、会員に限定しない。

実施計画のある事業

- ① 総会記念講演会
- ② 女性部会主催講演会
- ③ 名古屋市内法人会との合同講演会

(2) 地域企業向け実務研修会

地域企業の役員や従業員を主な対象として、簿記講習会等の実務研修会を行う。

対象者：昭和税務署管内の法人企業の従業員等を対象とし、会員に限定しない。

実施計画のある事業

第40回初級簿記講習会

(3) 企業施設見学会

地域企業が、自らの企業経営に有益な企業やその工場又は施設を見学する場を提供することで、地域企業の健全な発展、ひいては地域経済の活性化に資することを目的として企業施設見学会を行う。

対象者：昭和税務署管内の法人企業を対象とし、会員に限定しない。

(4) インターネットを利用した情報提供

セミナーオンデマンドのコンテンツを配信する業者と契約し、当会ホームページを通じて会員向けに、各種講演会や研修講座の無料配信サービスを行う。

5 地域社会への貢献を目的とする事業

(1) 健康、文化及び芸術等に関する講演会及び研修会

当会会員を含む地域企業や地域住民を対象として、健康、文化や芸術等に関する講演会や研修会を企画・運営し、講演や研修の機会を提供することを通じて、地域社会への貢献を目的とする。

対象者：昭和税務署管内の地域住民

実施計画のある事業

- ① 市内ブロック合同講演会
- ② 愛知ブロック研修・講演会
- ③ 女性部会主催講演会

(2) 文化・芸術等に関する鑑賞会

当会会員を含む地域企業や地域住民を対象として、音楽鑑賞会、狂言鑑賞会などの文化・芸術等に関する鑑賞会を企画・運営し、鑑賞の機会を提供することを

通じて、地域社会への貢献を目的とする。

対象者：昭和税務署管内の地域住民
実施計画のある事業

- ① 支部合同狂言鑑賞会
- ② 女性部会主催演奏会

6 会員の福利厚生に資する事業

(1) 保険事業

団体加入による優遇制度を利用した当会会員企業・経営者等への経営者大型総合保障制度やガン保険制度への加入を推進している。

保険事業は、公益財団法人全国法人会総連合、一般社団法人愛知県法人会連合会が提供保険会社と連携し行う。

協力関係にある保険会社等

- ① 大同生命保険（経営者大型総合保障制度）
- ② A I G損害保険（経営者大型保障制度、総合事業者保険等）
- ③ アフラック生命（ガン保険、WAYS、EVER等）
- ④ 三井住友海上火災保険（貸倒保証制度）
- ⑤ 愛知県中小企業共済（生命傷害共済、経営者医療共済等）

(2) 健康増進事業

当会会員企業の役員及び従業員等の健康増進・保守を目的として、人間ドック・生活習慣病予防検診等の斡旋を行う。

協力関係にある検査機関等

- ・一般財団法人愛知健康増進財団
- ・名古屋臨床検査センター
- ・一般財団法人全日本労働福祉協会東海支部

(3) 広告事業

当会が発行している広報誌に、会員企業の紹介及び福利厚生制度の案内や周知を目的として、会員企業・保険会社からの広告掲載を行う。

(4) 法人会加入のスケールメリットを生かした事業

- ① 会員企業の余暇支援として福利厚生制度のサポート
- ② 高速料金の割引制度としてETC利用の最適化支援サービス
- ③ 取引先・調達先の企業信用情報調査としての企業情報・格付情報照会サービス

7 会員の交流に資するための事業

会員支援のための親睦交流を目的に、次のような事業を行う。

- ① 役員研修会
- ② 日帰り研修・見学会
- ③ 役員懇親会・懇談会
- ④ ボウリング大会
- ⑤ 見学鑑賞会

報告事項（3）令和3年度収支予算

収支予算書

（損益計算ベース）

（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

（単位：円）

科 目	当 年 度	前 年 度	備 考
Ⅰ 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
（1）基本財産運用益	849	400	
基本財産受取利息	849	400	
特定財産運用益	595	1,000	
特定財産受取利息	595	1,000	
受取会費	31,275,000	32,300,000	
正会員会費収入	31,000,000	32,000,000	退会者を見込む
賛助会員会費収入	275,000	300,000	
事業収益	6,447,500	6,950,000	
研修事業収益	847,500	800,000	講演会参加料、簿記教室テキスト代
広報事業収益	600,000	630,000	広報誌広告掲載料
福利厚生事業収益	470,000	420,000	健診委託手数料
会員親睦事業収益	4,100,000	4,500,000	会員交流参加費
簡易保険取扱事業収益	430,000	600,000	簡易保険受取手数料
受取補助金等	21,049,900	21,321,600	
受取全法連助成金	18,843,900	19,115,600	
受取全法連補助金	250,000	250,000	
受取県連補助金	1,956,000	1,956,000	
受取負担金	1,500,000	1,500,000	
受取部会負担金	1,500,000	1,500,000	部会年会費
雑収益	980,480	920,080	
受取利息	80	80	
雑収益	980,400	920,000	折込料等
経常収益計	61,254,324	62,993,080	前年対比1,738千円減
（2）経常費用			
事業費	49,351,708	51,363,770	前年対比2,012千円減
役員報酬	4,506,000	4,506,000	常勤役員分
給料手当	9,763,000	9,838,100	事務局職員分
中退共済掛金	540,720	504,672	
福利厚生費	2,398,694	2,140,350	
会議費	8,941,066	9,843,776	総会及び研修見学会費用等
旅費交通費	3,401,849	3,912,783	全法連行事参加費、支部研修見学会等
通信運搬費	2,188,474	2,198,009	催事案内等
消耗品費	1,769,790	1,788,525	税の啓発活動景品等費用
印刷製本費	4,801,888	5,008,738	広報誌発行費用
光熱水道費	258,344	258,344	
賃借料	2,253,000	2,253,000	事務所賃借料
保険料	10,000	10,000	
諸謝金	3,322,000	3,622,000	研修会、講演会等講師料
支払負担金	446,000	746,000	県連、税連協負担金
委託費	455,300	459,850	
会場費	2,270,000	2,370,000	研修会、講演会等会場費用
広告宣伝費	48,600	50,700	
表彰費	150,000	150,000	会員増強褒賞金
リース料	795,174	710,714	コピー機・電話等リース料
支払手数料	832,156	612,316	振替・振込手数料等
新聞図書費	34,870	34,870	
雑費	164,783	345,023	

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	備 考
管理費	11,702,144	11,509,818	前年対比192千円増
役員報酬	1,494,000	1,494,000	常勤役員分
給料手当	3,237,000	3,261,900	事務局職員分
中退共済掛金	179,280	167,328	
福利厚生費	795,306	709,650	
会議費	1,488,934	1,489,224	総会及び本会・支部・部会会議費用
旅費交通費	154,151	257,217	
通信運搬費	544,526	522,991	
消耗品費	222,210	368,475	
印刷製本費	1,478,112	1,366,262	広報誌、封筒、コピー費用等
光熱水道費	85,656	85,656	
賃借料	747,000	747,000	事務所賃借料
支払負担金	217,400	217,400	県連会費等
支払寄付金	33,000	33,000	
委託費	77,700	73,150	
広告宣伝費	11,400	9,300	
渉外慶弔費	90,000	90,000	慶弔費等
表彰費	30,000	30,000	
リース料	263,646	235,642	コピー、電話機等リース料
支払手数料	533,044	272,084	業務委託、振替・振込手数料等
新聞図書費	11,562	11,562	
雑費	8,217	67,977	
経常費用計	61,053,852	62,873,588	前年対比1,819千円減
評価損益等調整前当期経常増減額	200,472	119,492	
評価損益等計	0	0	
当期経常増減額	200,472	119,492	
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益計	0	0	
(2) 経常外費用計	0	0	
当期経常外増減額	0	0	
他勘定振替額	0	0	
法人税、住民税及び事業税	71,000	68,500	
当期一般正味財産増減額	129,472	50,992	
一般正味財産期首残高	48,088,924	36,480,238	前年度期末残高
一般正味財産期末残高	48,218,396	36,531,230	
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額		0	
受取全法連助成金	18,843,900	19,115,600	
一般正味財産への振替額	-18,843,900	-19,115,600	
指定正味財産期首残高		0	
指定正味財産期末残高		0	
III 正味財産期末残高	48,218,396	36,531,230	

令和3年度 収支予算内訳表

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

(単位：円)

内 訳		継 1	継 2	継 共	小 計	他 1	他 2	小 計	法人会計	計
経 常 収 益	基 本 財 産 受 取 利 息	0	0	0	0	0	0	0	849	849
	特 定 財 産 受 取 利 息	0	0	0	0	0	0	0	595	595
	正 常 財 産 受 取 利 息	0	0	12,400,000	12,400,000	0	7,750,000	7,750,000	10,850,000	31,000,000
	研 究 助 成 費 収 入	0	0	110,000	110,000	0	68,750	68,750	96,250	275,000
	福 祉 報 酬 業 務 収 入	115,000	732,500	0	847,500	0	0	0	0	847,500
	福 祉 報 酬 業 務 収 入	0	0	0	0	600,000	0	600,000	0	600,000
	福 祉 報 酬 業 務 収 入	0	0	0	0	470,000	0	470,000	0	470,000
	福 祉 報 酬 業 務 収 入	0	0	0	0	0	4,100,000	4,100,000	0	4,100,000
	福 祉 報 酬 業 務 収 入	0	0	0	0	430,000	0	430,000	0	430,000
	受 取 全 法 連 補 助 金	0	0	18,843,900	18,843,900	0	0	0	0	18,843,900
	受 取 全 法 連 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	250,000	250,000
	受 取 全 法 連 補 助 金	0	0	0	0	0	1,956,000	1,956,000	0	1,956,000
	受 取 全 法 連 補 助 金	0	0	0	0	0	1,500,000	1,500,000	0	1,500,000
受 取 全 法 連 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	80	80	
受 取 全 法 連 補 助 金	0	0	0	0	0	400,000	400,000	580,400	980,400	
常 収 益 計	115,000	732,500	31,353,900	32,201,400	1,500,000	15,774,750	17,274,750	11,778,174	61,254,324	
事 業 費	報 酬	2,646,000	1,098,000		3,744,000	144,000	618,000	762,000		4,506,000
	掛 金	5,733,000	2,379,000		8,112,000	312,000	1,339,000	1,651,000		9,763,000
	掛 金	317,520	131,760		449,280	17,280	74,160	91,440		540,720
	掛 金	1,408,554	584,502		1,993,056	76,656	328,982	405,638		2,398,694
	掛 金	294,916	458,763		753,679	739	8,186,648	8,187,387		8,941,066
	掛 金	843,159	966,617		1,809,776	14,376	1,577,697	1,592,073		3,401,849
	掛 金	980,184	757,517		1,737,701	58,201	392,572	450,773		2,188,474
	掛 金	1,268,890	146,070		1,414,960	6,960	347,870	354,830		1,769,790
	掛 金	2,854,328	1,070,724		3,925,052	305,172	571,664	876,836		4,801,888
	掛 金	151,704	62,952		214,656	8,256	35,432	43,688		258,344
	掛 金	1,323,000	549,000		1,872,000	72,000	309,000	381,000		2,253,000
	掛 金	288,000	3,034,000		3,322,000	0	10,000	10,000		3,322,000
	掛 金	446,000	0		446,000	0	0	0		446,000
掛 金	114,360	0		114,360	9,230	90,000	99,230		213,590	
掛 金	496,000	241,710		737,710	0	286,000	286,000		1,023,710	
掛 金	34,320	1,488,000		1,522,320	4,260	0	4,260		1,526,580	
掛 金	20,000	10,020		30,020	0	130,000	130,000		160,020	
掛 金	466,940	193,764		660,704	25,412	109,058	134,470		795,174	
掛 金	377,320	157,575		534,895	144,134	153,127	297,261		832,156	
掛 金	20,477	8,497		28,974	1,114	4,782	5,896		34,870	
掛 金	48,553	65,039		113,592	792	50,399	51,191		164,783	
計	20,133,225	13,403,510	0	33,536,735	1,200,582	14,614,391	15,814,973	0	49,351,708	
管 理 費	報 酬				0				1,494,000	1,494,000
	掛 金				0				3,237,000	3,237,000
	掛 金				0				179,280	179,280
	掛 金				0				795,306	795,306
	掛 金				0				1,488,934	1,488,934
	掛 金				0				154,151	154,151
	掛 金				0				544,526	544,526
	掛 金				0				222,210	222,210
	掛 金				0				1,478,112	1,478,112
	掛 金				0				85,656	85,656
	掛 金				0				747,000	747,000
	掛 金				0				217,400	217,400
	掛 金				0				33,000	33,000
掛 金				0				77,700	77,700	
掛 金				0				11,400	11,400	
掛 金				0				90,000	90,000	
掛 金				0				30,000	30,000	
掛 金				0				263,646	263,646	
掛 金				0				533,044	533,044	
掛 金				0				11,562	11,562	
掛 金				0				8,217	8,217	
計	0	0	0	0	0	0	0	11,702,144	11,702,144	
常 費 用 計	20,133,225	13,403,510	0	33,536,735	1,200,582	14,614,391	15,814,973	11,702,144	61,053,852	
当 期 経 常 増 減 額	-20,018,225	-12,671,010	31,353,900	-1,335,335	299,418	1,160,359	1,459,777	76,030	200,472	
他 勘 定 振 替 額			7,370			-7,370			0	
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税						71,000			71,000	
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	-20,018,225	-12,671,010	31,361,270	-1,335,335	221,048	1,160,359	1,459,777	76,030	129,472	
一 般 正 味 財 産 期 首 残 高									48,088,924	
一 般 正 味 財 産 期 末 残 高									48,218,396	
当 期 指 定 正 味 財 産 増 減 額									0	
受 取 全 法 連 助 成 金			18,843,900	18,843,900					18,843,900	
一 般 正 味 財 産 へ の 振 替 額			-18,843,900	-18,843,900					-18,843,900	
指 定 正 味 財 産 期 首 残 高									0	
指 定 正 味 財 産 期 末 残 高									0	
正 味 財 産 期 末 残 高									48,218,396	

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして

企業の発展を支援し

地域の振興に寄与し

国と社会の繁栄に貢献する

経営者の団体である